

平成29年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 9月5日（火曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
大 谷 純 一 君	6
森 雅 哉 君	15
小 林 正 明 君	18
酒 卷 広 明 君	26
柿 沼 英 己 君	33
○日程の追加	40
○緊急質問	41
細 田 芳 雄 君	41
○次会日程の報告	44
○散会の宣告	44
散 会（午後 零時29分）	44

第2日 9月6日（水曜日）

○議事日程	45
○出席議員	45
○欠席議員	45

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	45
○職務のため出席した者の職氏名	46
開 議 (午前 9時00分)	47
○開議の宣告	47
○報告第4号の上程、説明、報告	47
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託	53
○次会日程の報告	59
○散会の宣告	59
散 会 (午前 9時53分)	59

第11日 9月15日(金曜日)

○議事日程	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
○職務のため出席した者の職氏名	62
開 議 (午前 9時00分)	63
○開議の宣告	63
○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決	63
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議員派遣の件	75
○閉会中の継続調査の申し出	75
○町長挨拶	75
○閉会の宣告	77
閉 会 (午前 9時54分)	77

平成29年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月30日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 平成29年9月5日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	大	澤	成	樹	君	2 番	酒	卷	広	明	君
3 番	橋	本	和	之	君	4 番	大	谷	純	一	君
5 番	森		雅	哉	君	6 番	川	田	延	明	君
7 番	高	橋	祐	二	君	8 番	小	林	正	明	君
9 番	柿	沼	英	己	君	1 0 番	細	田	芳	雄	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	襟	川	仁	志	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火）午前9時開会

（その1）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

（その2）

日程第 4 緊急質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	高	橋	祐	二	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	襟	川	仁	志	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君				
副	町	長	坂	本	道	夫	君			
教	育	長	岡	田		哲	君			
総	務	課	長	椎	名	信	也	君		
財	務	課	長	柿	沼	孝	明	君		
住	民	福	祉	課	長	森		茂	人	君

環境保健課長	小 暮 秀 樹 君
経済課長兼 農業委員 事務局局長	荒 井 稔 君
都市整備課長	石 橋 俊 昭 君
会計管理 兼会計課長	小 寺 晴 美 君
教育委員 兼事務局 会長	宗 川 正 樹 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 村 恵 子
書 記	安 西 菜 月
書 記	久 保 田 新 一

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（襟川仁志君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（襟川仁志君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、条例制定1件、条例改正1件、人事案件1件、決算の認定5件、補正予算3件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情」と「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の採択を求める陳情」2件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成28年度5月分、平成29年度5月分、6月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、教育委員会から千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

8番 小 林 議員

9番 柿 沼 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（襟川仁志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの11日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（襟川仁志君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、通告1番、大谷議員から通告5番、柿沼議員まで一問一答方式で行います。

最初に、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 改めまして、おはようございます。4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、昨年12月の定例会において、適応指導教室の学外への移転に一般質問させていただきましたが、早速平成30年4月より町民プラザへ移転が決まりましたことに関しまして、町長初め執行部に対しまして御礼申し上げたいと思っております。

さて、今回は、その適応指導教室の運営や入室の基準等について質問させていただきたいと思っております。平成30年4月より、千代田中学校から学外へ、つまり町民プラザへと移転となるわけですが、教育委員会ではその運営方法について当然ひな形ができ上がっていることと思っております。そこで教育長、おさらいの意味で質問しますが、平成28年11月30日現在の11月の月6日以上、病欠等以外の欠席を不登校とした場合に、千代田中学校は9名、西小学校4名、東小学校1名となっておりましたが、現在ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

7月31日現在、月6日以上、欠席を不登校とした場合に、中学校が10名、東小1名、西小2名となっております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、適応指導教室への入所の基準ですが、現在はどのような生徒児童を入所させていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

適応指導教室は、心理的、情緒的理由及びいじめ等により登校できない児童生徒の学校復帰を支援するために設置しているものであります。特に入所基準はなく、不登校あるいは不登校傾向の児童生徒で希望がある場合には、誰でも入室することができることになっております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ただいま基準はないというご答弁だったのですけれども、その生徒児童あるいは保護者に対しまして、書類をもって正式な手続を行い、入所させていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

千代田町適応指導教室設置要綱では、適応指導を受けようとする児童生徒の保護者が適応指導教室通級申込書により所属学校長に申し込むことになっております。そして学校長は、申し込みがあった児童生徒について、適応指導教室申請書について教育長に申し込み、教育長は承諾書により学校長に通級承諾を通知するという流れになっております。しかし、現在適応指導教室は中学校内にあるため、書類を提出しなくても、不登校傾向の生徒及び登校はできるものの教室へ足が向かない生徒本人と保護者の意向があれば、学習場所として通級できるような形になっております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ということは、本来ならば保護者が入所の申請を校長あるいは所管する千代田町、つまり本町教育委員会でございますけれども、に申請して、教育委員会の審査を経て許可、そして入所という手順を踏むのが妥当なわけでございます。ということは、学校長が独自に裁可しているということよろしいのでしょうか。教育委員会はそのことに関してタッチをしていないというか、現在はそのような状況で運営なさっているのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

中学校の中にあるために、いろんなケースが出てきます。そうすると、子供が何日かぐずっているのだけれどもちょっとやってくれるというと、ちょっとそこでということで指導者が入って、そしてそこで指導を始めるということが起きて、結局のところ、ではその子はまたすぐに教室へ行って勉強できるようになるというようなことがあります。なかなか書類をもって親御さんから、それからその子からとって、そして入所させて指導を適切に行うというようなことではなくて、適宜行っているというようなケースであります。また、学校長と保護者との関係においてそのことを行っているよう

な感じでありまして、私のほうには後で報告書という形で来るような形を、今現在そういう子に対しては行っておるところであります。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） では次に、適応指導教室へ通う場合、その生徒児童、その保護者に対し、適応指導教室のメリット、デメリットを説明した上で入所させていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えいたします。

そのようなことは現実的には行われていないのかというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） では、デメリットとして、その生徒児童、保護者に対して、学校で中間テストや期末テストを受けずに適応指導教室に通っているだけでは、幾ら通っても学校ではないので成績はつかないとかの説明はしていないということになりますけれども、その点に対しまして保護者と学校あるいは行政との間でトラブル等は生じなかったのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えいたします。

そういう事例があったかということですが、私のところにはそういう事例は報告がありません。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 入所審査の問題ですが、ただ単に不登校の生徒児童、学校側が適応指導教室に行けばよいというような短絡的な指導をしていただければやはり困りますので、その点やはり明確にしまして厳格な運用をこれからしていただきたいと、このように思います。

次に、来年度より移転後の適応指導教室の運用の問題を質問したいと思います。町民プラザの舞台袖の控室と伺っておりますが、面積的には狭くないのでしょうか。あとどのような資格を持った指導者が何名の態勢で運用するのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

まず、総体的なところから申し上げたいと思います。現在中学校内に適応指導教室がありますので、

小学校の不登校児童及び同じ学校の人と出会うことを苦手と感じている不登校生徒を登校につなげていくことは不都合な点があるので、中学校外へ適応指導教室の設置を進めているところです。先ほど議員さんのおっしゃったとおりで今仕事を進めているところであります。

来年4月より学校外へ設置することになりますが、不登校児童生徒の学校復帰、教室復帰を目指す目的に変わりはありません。そのため、通級する児童生徒の不安を和らげ、集団活動や学校生活に少しずつ適応できるようにするために、学習活動だけでなく、体験活動等を通して心を開けるように支援したり、隣接地の合同活動の参加を促し、人間関係を支援したりといったことも考えていかなければならないと考えております。

また、通級手続については、学校外となりますので、入室退室の手続については要綱に基づいて行っていくことが必要であると考えております。

更に、適応指導教室にかかわる指導員については、通級する児童生徒の出席状況や活動の様子を学校に知らせたり、在籍校の学校行事や学年行事への参加を促すなど、それぞれの学校との情報共有や連携を密にしていく必要があると考えています。そして、家庭訪問や面談等による家庭との連携も必要になってきますので、通級する児童生徒数によりますが、指導員の増員や相談員の配置も考えていかなければならないと思っております。

最後に、適応指導教室への担任の定期的な訪問で児童生徒と学校とのつながりをつくったり保ったりしていくことも重要なことだと考えておりますので、学校と話し合った指導方針の作成、記録簿の活用等を図っていきたいと考えております。

人員配置については、何名ということでは今のところ具体的な数字は決定はしておりませんが、人数に応じて適切に配置していけたらというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 先ほどの質問で、狭くはないのかという質問で、その答弁がなかったと思うのですが、最後に適応指導教室のことなのですけれども、適応指導教室に入所した生徒児童に対し、その生徒児童の本来の居場所はそれぞれの学校の教室でありますから、その本来いるはずの学校の教室へ戻すための手順、モデルプランと言ってもよろしいかと思いますが、教育長どのようにお考えでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、モデルプランというのがつくれたらいいのかなというふうに考えているわけなのですが、そのプログラムを組むということができる専門性のある職員等がいればそれにこしたことはない、そして担任、学校とお互いにやりとりをして、こういう形で復帰に向けたプログ

ラムを考えましょうということでお互いに協力する、そして保護者にもそのことを理解していただいて、三者が一致した方向で指導に当たれるようなプログラミングのできる人がいたらいいなと考えているところであります。そのような人が探せたらいいなということで今努力したいというふうを考えているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 今まで中学校の校内にあって、申請過程や運用に当たり正直甘えていたという点は否めないと思います。来年度からは中学校を離れ完全に独立するわけでありますから、生徒児童、保護者に誤解やそごを与えないように厳格に運用していただきたいと思います。

次に、2問目の教職員の勤務実態について質問します。中学校、東西小学校の月の平均残業時間と年の平均有休取得日数をお答えいただければと思います。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

教職員の時間外勤務については、報道等で多く取り上げられているところであります。町内の小中学校の教諭の勤務実態を申し上げますと、平均出勤時刻が小学校で7時50分ごろ、中学校で7時45分ごろ、退勤時刻が小学校で19時30分ごろ、中学校では夏季17時30分ごろ、冬季で19時ごろとなっております。そのため1日の平均時間外労働時間は、小中学校とも3時間ないし3時間30分程度となっております。

年次有給休暇の年間平均取得日数については、小学校教諭で14日程度、中学校教諭で13日程度となっております。1日単位での休暇取得もありますが、時間単位での休暇取得も含まれた時間となっております。

県教育委員会から多忙化解消に向けた業務改善の工夫や年次有給休暇の取得の推進に向けて指針が示されておりますので、町教育委員会としても、その指針に沿って業務改善の工夫や年次有給休暇の積極的取得を呼びかけているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 続きまして、マイタウンティーチャーの勤務実態ということはどうなっていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 済みません。マイタウンティーチャーの勤務実態について申し上げる前に、先ほど申し上げた中で私、間違って読み上げたところがあるので、訂正をお願いしたいと思います。

います。中学校で夏季は「17時30分ごろ」と言ったということなのですが、夏季は「19時30分」、7時30分ごろということになっておりますので、ご訂正をよろしくお願いいたします。

次に、質問の支援員のマイタウンティーチャーの勤務実態ということでご報告したいと思います。町内の小中学校には、教員の指示のもと児童生徒へのきめ細かな学習支援を行う、いわゆる学習支援指導助手、マイタウンティーチャーが学校の実態に応じて配置されています。町費による雇用で1日6時間、週5日、年間40週勤務を基本としています。しかし、1日6時間の勤務ですと、高学年や中学校の授業終了まで支援ができないので、学校の要望と指導助手の了承のもと、7時間勤務をしている方もおります。今年度は東小に2名、西小学校に4名、うち1名は幼児ことば担当をしております。中学校に4名が配置されています。小学校では主に国語や算数、中学校では数学や英語の授業で指導を行っています。一つのクラスに入って教員とともに授業を役割分担して行ったり、算数、数学などでは習熟の度合いにより一クラスの児童生徒を2つ以上の小集団に分けて指導を行ったり、クラスで教員が授業を進めている中で戸惑っている子や理解に時間がかかる子に個別に支援をしたりしております。そのような勤務実態となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 教員出身の教育長にお尋ねしますが、教職員の初年度の有給休暇は何日あって、最高何日までためることができますか。

それと、有給を消化できなかった場合、その日数は消滅してしまうのでしょうか。あるいはその日数に日割りの日給を掛けて給与に反映されるものなのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 教職員の年休有休日数は20日間です。それを超えますと有給休暇ではなくなるのですが、ただし持ち越しをすることはできます、次の年に。20日以上休まなければ、それをもち越しできますので、次の年に繰り越されると、最高で40日まで取得することが可能です。

それともう一つ、質問……

○4番（大谷純一君） 消滅するのということと、消滅した場合、あとは給与に反映される場合も会社によってはありますので。有給休暇が余った分ですね。

○教育長（岡田 哲君） 一切それは給与には、有給ですので、一切影響はありません。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 通告はしていませんが、総務課長、役場職員の月の平均残業時間をお答えいただければと思います。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

町の職員の勤務実態というようなことですが、時間外勤務、残業時間につきましては、平成28年度になりますが、一般職1人当たり月平均3.5時間程度となっております。場所によっては、年間を通して忙しいところ、また税務行政といった春先に忙しいところなどいろいろな部署があるわけですが、人事で適正配置を行っており、ある程度調整がとれているのではないかと考えているところでございます。残業時間の多い少ないは、郡内、県内確認しておりませんが、月平均3.5時間というようなことですが、

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ありがとうございます。今、教育長と総務課長にご答弁いただきましたが、やはり教職員のほうが残業時間が多く、有休がとりづらいような気もいたします。

次に、8月29日に中教審の緊急提言にもありましたが、本町の小中学校ではタイムカードを使っていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

勤務条例に、学校の職員は印鑑をもって始業とするという項目、若干言葉は違うと思うのですが、そのようなことがありますので、全県下で教職員の出勤は、はんこを出勤簿に押すと、そのことによって開始されるようになっております。タイムカードは導入をされておませんが、県ではタイムカードを使って時間等をきちんと、何時に入り何時に帰ったということで、オーバーワークについて指導できるような形にしていったらどうかというような考えで今進めているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） タイムカードを使っていないということですが、タイムカードを使っていたとしても、不正をするという場合も多々ありますので、その辺やっぱり先生の勤務時間把握できるためにも、早急にタイムカード等やっぱり導入していただきたいなと思います。

次に、中学校の部活動について質問します。平成28年3月1日の群馬県の校長会及び中体連の申し合わせ事項に、休日に練習を行う場合は半日程度とすることが望ましい、また週1日は休養日を設けるようにするとありますが、本町では守られていますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

それぞれ学校によって、それから部活によって、それぞれこのくらい練習をしましょうということを決めて練習しております。また、県全体で部活動の申し合わせ事項というのがありまして、それ

に従って適切に部活動が行われるようなことで進めているわけですが、どうしても、どこの学校もそうなのですが、試合前になると、一生懸命練習したい、いい結果をとりたい、親御さんも子供もそう思って、先生もそれを支援してやるという傾向があります。そうしたときに、週1回程度の休暇をとるといような申し合わせ事項に反するような部活の運営も時々見られるのが実態かというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ただいまの教育長の答弁にもありましたように、現状の千代田中学校の部活動の問題では、県の申し合わせは守れていない状況にあります。東京や大阪などの大都市圏では、部活動を外部に委託する動きがあります。そこで、外部へ委託する場合のメリットとデメリットを申し上げたいと思います。まず、メリットですが、教員の負担が減り、授業の準備に時間をかけられ、丁寧な授業や生活指導ができるようになり、子供たちの学力向上や不登校生徒が減ると考えられています。

次に、デメリットですが、部活動が毎日同じようにできなくなることや、部活動の技術指導の偏りや部活動の統廃合、部活動に教師の目が届かなくなったり、何ととっても経費がかかるという問題です。本町では将来的にどのようにお考えでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 部活動の功罪については大変議論のあるところでありましてけれども、非常にメリットがあるということで、教育課程外の活動ではありますけれども、全国で行われているところでもあります。また、子供たちにとっては非常にいい結果を出しているということで、子供たちが自信を持って生活、勉強に取り組むことができるというすばらしいメリットがあるかなと思います。

また、それと逆に、成長期の子供でありますので、やり過ぎると体を傷めたりとか、あるいは勉強に差し支えたりとかということがありますので、やっぱりその適正な運用について考えていく必要があるのかなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 部活動の顧問を外部に将来的に委託するというような選択肢というのはありますでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えいたします。

本町においても、千代田中学校においても、以前に部活動を外部委託といたしますか、保護者あるい

はスポーツ団体の指導者の人に委託して、部によってはやったことがあります。しかし、それは長続きしなかったという傾向があります。国としては、先生方の負担も減らすという意味でもあって、部活動を外部委託してはどうかという動きを国では考えているようですので、国の動きを見ながら、本町でもそういうことが可能かどうかを更に検討して詰めていけたらいいなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 最近マスコミでは、教育界のブラック企業化が進んでいると言われていています。普通公務員よりわずかな手当しかつかない教育公務員は、授業終了後は日没に合わせた部活動の顧問、生徒下校後にテストの採点やあしたの授業のための用意、土日は休養できるかと思いきや部活動の顧問、夏休みのお盆期間のわずかな完全学校閉鎖の日だけしか休めていないような状況であります。このような状況下で、教員が家庭サービスを行ったり家事をしたり、あるいは体調が悪いときに医者に行ったりとできるでしょうか。体は疲れノイローゼになってしまったり、医者に行けずにおくれになったりしてしまいます。部活動の試合の結果を求める余り、顧問の仕事量がオーバーワークになってしまいます。

また、7月、8月は教員採用試験のシーズンでもあります。教員採用試験の合格を目指している若いマイタウンティーチャーの方たちを駒のごとく使っていたとしたら、勉強している暇もありません。教員やマイタウンティーチャーは、部活動の成績の結果を求める学校長の考えをそんたくするのではなく、学校長が教員やマイタウンティーチャーを大変だろうなとそんたくし、早く帰宅させることが大切だと考えます。もし千代田中学校がそんな配慮もできないようなら、千代田町でマイタウンティーチャーをやろうなんていう人はいなくなると思いますし、教員の千代田町に対するイメージも悪くなると思います。

教育長は当然ご存じだと思いますが、政令で公立校の教員に対して時間外勤務を命ずることができる超勤4項目というのがあります。そのうちの1つ、「校外実習その他生徒の実習に関する業務」というのを盾に、部活動のオーバーワークが黙認されてきたという経緯があると思います。つまり時間外労働できるのは臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限ると定義されているわけですが、ふだんの部活動は臨時または緊急でやむを得ない事情で行っているということになってしまいます。ぜひとも教員のオーバーワーク、本当に大変だと思いますので、教育委員会でしかるべき措置をとっていただいて、教職員が仕事をしやすい環境をぜひつくっていただければと思いますが、最後に教育長、ご意見がございましたら総括をお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

教員のオーバーワークということに関して、このごろマスコミ等でもいろいろと話題になっているところではありますが、私としてもオーバーワークをすることが必ずしも業務成績に結びつくとは考えてはおりません。オーバーワークはやっぱりいい結果をもたらさないのかなというふうに思っておりますので、部活動も含めて教員が適切に休めるような形、それは国の指針でありますとか県の指針等が出されておりますので、それらを、先ほど議員さんがタイムカードとかそういうことをおっしゃっていただきましたので、その辺を考慮しながら、ただし子供たちが健やかに育つような、そういうシステムづくりなりしていけたらいいなというふうに思っておりますので、なるべくといたしますか、先ほどおっしゃった支援員がオーバーワークになっているのではないかというのは、私は、支援員は試験等を受けるためにそちらのほうをわざわざ希望しているのですので、その一般の正の職員から比べますと非常に軽減されている職種であるというふうに考えております。

また、正職員に対するオーバーワーク等々についても、今後県、それから国の方向を見定めながら、なるべくそういうことが起きないような、そして健康でライフワークバランスのとれた勤務になるような形を目指したいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時37分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回質問させていただくのは、役場の窓口業務についてです。まずは、延長窓口についての質問です。現在千代田町では、延長窓口は毎週水曜日の午後7時半まで行っております。とても便利という声や、日中に行けないことがあるのでいざというときのための安心感をもらえるというよい評判も聞いております。近隣の板倉町、明和町、大泉町、邑楽町は週に1回、午後7時15分までとなっております。近隣の市町村だけでなく、延長窓口については1週間に1回で、大体全国的には、私の調べた範囲では、午後7時半までというところが多いようです。館林市の場合は、電話予約をすることで夜間

や休日に、戸籍謄本などは除かれますが、各種の証明書を受け取ることができます。千代田町は近隣の町よりも遅くまで窓口が開かれているということで、住民サービスの点ですばらしいと思います。

千代田町の延長窓口については、みどりちゃんチャンネルでも紹介されていて、「広報ちよだ」でも町民への呼びかけを行っておりますが、その利用状況について教えていただけますでしょうか。具体的には、現在の利用者の数がどの程度か、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 時間外窓口延長業務についてということですが、第3次千代田町行財政改革大綱の、平成12年度から平成15年度の4年間の中で取り組みの検討をした結果、平成15年4月1日より開始したものであります。この行財政改革大綱は、町政の理念や政策目標である総合計画を最も効率的かつ効果的に実現するために必要な制度、政策、組織、業務運営の方向性の指針となるもので、第3次千代田町行財政改革大綱では、事務事業の効率化の中で人と環境にやさしい行政事務の取り組みを検討したところであります。検討内容では、窓口事務の延長について、当時1階事務室のカウンターの高さを低くするなど庁舎内の環境改善の検討を行い、現在に至っております。

ご質問の延長窓口の利用者数についてですが、住民福祉課、財務課、都市整備課、会計課、総務課、環境保健課の6課で週1日、水曜日に開設しております。本年4月から8月23日までに20週の利用者になりますが、延べ人数で912名です。1週あたりでは45名の方が来訪している状況となっております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） どうもありがとうございました。延べ912人、1週間で45名というのは、かなり多い数だと思います。それだけの方が利用されているということは、延長窓口のサービスを始めてとてもよかったと思います。カウンターを低くするとか、いろいろな工夫もされていて、住民のためにとってもよいサービスを提供されていると感じます。

それでは次に、現状の確認と今後への検討としてもう少し質問させていただきます。特に窓口の時間については、現在の午後7時半までという時間が適切かどうかについて、それをどのように把握されているのかについて確認をさせていただきたいと思います。例えば午後7時まででも対応ができそうかどうか、あるいは午後8時過ぎまでやっていたほうが便利そうかどうかがあるのかどうか。逆に1週間置きの隔週で対応できるかもしれないということや、あるいは1週間に1日だけだと足りないというような住民からの声があるのかどうか。そのような要望等が現在の窓口業務の時間について町民からあるのかどうかについて教えていただければと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町民から要望があるかどうかということですが、平成15年当時本町では、「人にやさしい美しい町づくり」を目指しまして、行政事務や行政環境において町民にやさしく環境にやさしい方策を検討していたところで、より身近な思いやりあふれる対応策として窓口延長業務を開始しようということになりました。当初は7時15分まででしたが、その後7時半まで延長したもので、開始時間は郡内でも、議員が述べられたように、早いほうではなかったかと思います。実施日につきましては、郡内を見ますと、曜日は違いますが週1日で、時間も7時15分までとなっております。町民から要望や意見などがあるのかにつきましては、窓口担当から伺ったところ、直接意見や要望等を話される方はいないと聞きました。

また、7時半までの時間が適切かということですが、7時30分までが一番効率的な運営時間ではないかと思っております。今後コンビニ収納も開始予定で進めておりますが、ほかの曜日にも開庁してほしいという要望等があれば、町民の利便性の向上のため検討したいと考えているところであります。

なお、私は思うのですが、行政は最大のサービス業という認識のもと、町民目線で今後も業務を行っていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。役場の都合ではなく、住民へのサービスというのを一番に考えていろいろとされているということで、とても安心しました。このまま続けていただければと思います。

では次なのですけれども、窓口業務にかかわることとして、コンビニ収納について質問をさせていただきます。今町長のお話にもあったのですけれども、共働きのご夫婦も増え、また今後も町の定住者を増やすためにも、利便性の向上についてはいろいろと考えられていると思うのですけれども、コンビニ収納についてはいつごろから利用できるようになるのかについて関心のある方も多くいらっしゃると思います。町内にコンビニエンスストアの数も増え、住民にとっては自宅に近いところや、通勤や買い物の途中で寄っていくこともできます。そのほかにもコンビニ収納はとても便利になるという利点が多くあるため、千代田町でも推進されていると思います。待ち望んでいる方も多いと思うのですが、いつごろから始められる予定か、現在の進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） コンビニ収納についてということですが、町税等のコンビニエンスストアを利用した収納の導入時期についての質問でございます。現在町民税の納付方法につきましては、口座振替制度の活用のほか、現金での納付場所として本町と契約をしております指定金融機関や収納代理店とゆうちょ銀行、また郵便局などの窓口で取り扱っております。また、役場窓口におきましては、先ほどご質問にもございましたが、毎週水曜日に窓口を延長いたしまして納付受け付けと納付相談を

実施しております。コンビニ収納サービスにつきましては、電気料金やガス代という公共料金を初めとして、電話料金など日常生活でのさまざまな代金決済の窓口としてごく普通に利用されるようになっております。近年共働き世帯の増加や生活スタイルの変化に伴い、役場や金融機関の営業時間内に納付に行けない方が、コンビニ収納を導入することにより、24時間いつでも納付できる環境を整備することは、納税者の皆さんにとって大変便利なサービスであり、滞納を防止することにもつながり、極めて重要なことと思っております。近隣市と町でも、館林市を初め明和町、大泉町、邑楽町においても既に導入されておりますが、本町においては現在、税業務の電算処理を行っている基幹系システムについて、郡内の各町とクラウド化に向けてシステムの入替えを今月中に行うため準備を進めております。

コンビニ収納については、この基幹系システムを活用し、事務処理を行うこととなりますが、コンビニ収納の導入時期については、新たな町税の賦課が行われる平成30年4月よりサービスの開始に向け現在準備を進めているところであります。コンビニ収納は、現金で納付される方には有効な手段ですが、納税者の方みずから金融機関やコンビニエンスストアに出向かないと納付できません。引き続き口座振替制度の活用も周知を図りながら、納税者の方の納付環境の選択肢を広げることにより、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） どうもありがとうございます。収納率の向上ということで、選択肢が増えるのはとてもいいことだと思います。来年4月からということで、私も楽しみにしておりますので、ぜひ来年からコンビニ収納ができるようにと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（襟川仁志君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） それでは、議長の許可を得ました、これより一般質問に入らせていただきます。8番、小林正明です。

質問の内容は、教育長宛てであります。3つございます。1つ目が、小1プロブレムの現状と対策についてお尋ねいたします。2つ目であります。中1ギャップの現状と対策についてお尋ねいたします。3つ目、小中学生のスマートフォンなどの安全利用の指導についてお尋ねいたしたいと思えます。

小1プロブレムとは、児童が学校生活に適應できないため起こす問題行動、不適應状況です。文部科学省は2011年、平成23年度より、小1の子供たちが小学校に早くなじめるようスタートカリキュラ

ムの導入を全ての学校に求めております。発達段階に合わせて授業時間を短縮、クラスを少人数編制に、あるいは遊びや生活を通した総合的な学びを取り入れる、つまり幼児教育の成果を小学校での学びに結びつけていく、つなげていくとのことであります。つきましては、以下の質問させていただきます。

小1プロブレムの現状と対策についてお尋ねいたします。まず1つ目です。小1プロブレムの現状と児童数についてお尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

小1プロブレム、中1ギャップにつきましては、昨年3月の議会定例会において小林議員さんから一般質問があり、そのときの答弁内容と大きな変化はありませんけれども、お答えさせていただきたいと思います。

小1プロブレムについては、入学したばかりの児童が授業中座ってられない、集団行動がとれない、先生の話を受けないといった状況が続くなど、小学校入学を機に生活の中心が遊びから学びにかわるギャップの大きさが原因の一つと考えられています。入学当初は学校生活になっていませんので、じっと座ってられないなど自分の思うままに行動してしまう児童がおりますが、現在千代田町の東西小学校におきまして対象児童の報告は上がってきておりません。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。対象児童がいらっしやらない、これは非常にうれしいことであります。日ごろの教職員の皆様、そして教育委員会の活動の成果がそれにあらわれていると思います。感謝申し上げます。

さて、ただそれが今後持続できますように、今後より綿密な対策といたしますか、対応が大事かと思っております。そして、2つ目の質問になりますが、現在の対策内容、基本的な考え方です。先ほど答弁の中にありましたけれども、勉強の学び方を身につけさせる、これ小1の子供に、今まで幼稚園あるいは保育園での生活から一変するわけでありまして、ノートの書き方や授業の聞き方、教科書や筆記用具の整理整頓など、勉強の学び方を身につける時期、これが長引いてしまいますと、勉強の学び方を習得する機会が短くなり、今後の学習に支障を来す可能性があります。また、集団ルールに合わない子供たちは、教師から直接指導を受けることが多くなるなど、自分だけが教師から指導を受けているという状況が自分に対するネガティブな気持ちを高め、自己肯定感を失ってしまうとも考えられるともあります。このようなこともありますので、もう一度教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問の内容は、対策内容ということだと思いますので、お答えいたします。

小1プロブレムの対策、対応策としましては、小学校、幼稚園、保育園の教諭や保育士が連携して、1年生や年長児の様子について情報交換をする会議を年5回ほど行っております。また、保育参観、授業参観を通して指導保育の様子を見学し合ったりするなど、児童、園児の現状を把握する機会を設定しております。また、新入学児童には、入学前の就学時健診において小学校に来てもらったり、体験入学を通して在学児童と触れ合ったりする中で、入学前に学校や先生になれてもらう機会を設けております。更に、入学直後は45分授業には適応できませんので、学習意欲や集中力が続く時間を考慮し、休息、小休憩を挟んだり、臨機応変に学習内容を変えたりするなど、継続して学習に取り組める時間を少しずつ長くしていく工夫を行っております。

なお、入学後小学校生活にすぐ適応できない児童に対しましては、町費の支援員が必要に応じて個別に支援を行っている状況であります。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

少し質問内容がもう回答にあったかと思いますが、ちょっと重複するところはお許してください。次の質問であります。幼稚園、保育園と小学校との連携。小学校では、先ほど部分的にあったかと思いますが、体験学習、そして職員の交流、情報交換、その他スムーズに取り組めるプログラム等の実施、具体的には小学校の教師の幼稚園保育園の見学などと、こういったものを実施しているということによろしいわけですね。そしてまた、次の質問に入りますけれども、まずその回答をもう一度お願いします。

次に、注意欠陥・多動性障害、そして学習障害児童の対応についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 今後の対策ということでよろしいでしょうか。

○8番（小林正明君） そういうことですね。

○教育長（岡田 哲君） はい。では、まず一般的なところから申し上げたいと思います。

まず、現在行っている小学校、幼稚園、保育園の連携会議の内容を継続して、児童にかかわるきめ細かな情報交換を行っていくことは必要であると考えています。更に、幼稚園、保育園では、小学校の生活や学習につながる保育内容を指導計画の中に位置づけるアプローチカリキュラム、小学校では入学児童が園での遊びや生活を生かして主体的に学校生活を送ったり学習活動に取り組んでいけるよう入学時の学習を工夫し、スタートカリキュラムを整備し、円滑に学校生活に移行できるようにして

いくことが大切だと考えております。また、平成31年4月をめどに進めております幼保一元化の取り組みを実施することにより、幼保の指導内容が統一されることになり、小1プロブレムの未然防止等に対策にもつながることと考えております。

多動等の扱いについてですけれども、これは医学的な見地等々もありますので、お医者さん、それぞれのカウンセラー、そして担任、保護者等と連携しながら、そして町でいただいている指導員の援助を得ながら、現在取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、今いただいた回答は、今後の対策ということで承りました。主体性を生かす授業の考え、そして好奇心を育てる、好奇心の芽が学ぶ姿勢を育てるとも言われております。自然観察や興味のあることを調べて発表するなど、今後アクティブラーニングの考えにもつながるかと思っておりますけれども、このようなことを先取りする形でも結構だと思います。どうか前向きに捉えて進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。中1ギャップの現状と対策についてお尋ねいたします。中1ギャップの現状と生徒数についてお尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

中1ギャップは、小学校から中学校に入学したとき、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、不登校やいじめ等が増加する現象で、小学校までに築いた人間関係が失われたり、リーダー的な立場にあった子が先輩後輩の上下関係の中で自分の居場所をなくしたり、学習レベルが上がったりといった幾つかの理由が作用し合って起こると考えられています。現在中学1年生では、不登校傾向の生徒はおりますが、中1ギャップ以外の原因として捉えているところであります。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。中1ギャップの生徒はいらっしゃらないということととってよろしいでしょうか。

今後、先ほど小1プロブレムについても同様であります。そういったことで先生方の、そして教育委員会の日ごろの努力のたまものと思います。感謝申し上げます。

ただ、これでよしとしないで、今後とも中1ギャップ発生しないために、あえて申し上げますと、中1ギャップに陥る3つの原因というのがありそうです。先ほど答弁の中にもございましたけれども、中学校になりますと、先輩後輩という関係の出現、あるいはいじめの激化、更なることと言えば、異なる小学校から生徒が集まってきますので、そういった意味の関係の再編成、あるいは勉強の難易度の上昇等々、そして結果として不適応となった生徒が不登校あるいはひきこもりになったり、

いじめを受けて、場合によっては自殺する場合もあると。しかも、中1ギャップは入学直後だけでなく、中学校での最初の1年間で徐々に顕在化する場合もあるとのことであります。今後ともしっかりとそれは見ていただきたいと思えます。

そして、前後して恐縮ですが、中1ギャップに陥る3つの原因があるそうであります。先ほど申し上げたものと共通しますが、あえて3項目にまとめました。人間関係の違い。同級生、先輩後輩、教師との関係。2つ目が……それが1つ目ですね、2番目、生活リズムの違い。これは部活等がありますので、そういったことで非常に負荷がかかってくる。それから3つ目、勉強の仕方の違い。難易度が上がって、そして勉強の時間も増えるといいますか、そういったことであります。それらを勘案した中で、中1ギャップに陥る原因と対策についてお尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 議員さんがいろいろな原因というのを大枠ではお示ししていただいたのかとは思いますが、具体的に中学校で起きている問題等でご答弁したいと思います。

中1ギャップの原因として、学習面では授業が教科担任制になることや、内容が大幅に増え難しくなることが挙げられます。その対応策としまして、小学校高学年において教科担任制を積極的に取り入れています。具体的には、専科教員が授業交換による授業の時間を増やししながら、中学校の教科担当制授業に適應できるようにしております。また、東西小学校5、6年生の英語の授業に中学校の英語教師が向いたり、東小の6年の図工の授業には中学校美術教諭が担当したりするなど、学習面における中学校入学への不安の解消を図っております。

生活面の原因としては、2つの小学校から児童が集まり、集団が大きくなることや、先輩後輩の関係に対して不安が生じてくるのが挙げられます。そこで、中学校では入学説明会の際、生徒の中からボランティアを募り、生徒主体で説明会を行っております。自分からの経験を生かした小学生向けの説明を行い、説明する中学生側の先輩としての自覚を育てるとともに、直接先輩から説明を受けることにより新1年生の入学への疑問や不安を取り除くようにしたりしております。また、入学後は、入学生歓迎会や部活動紹介を生徒主体で行い、新入生との触れ合いを大切に、不安解消を図っております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。いじめや不登校の要因にならないための対策はどのようなものがあるでしょうか。夏休み直後は大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと言われております。また、文部科学省の検討チームによりますと、いじめ相談窓口などの対応を進めているようであります。県としてもその対応の方向であるかと思えますけれども、そのようなことを考えていらっしゃる

ますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

いじめや不登校の対策はということで、中1ギャップについては、入学直後に学校生活に不適應を起こすとは限らず、夏休み明けをきっかけとして不登校に陥るということもあります。また、夏休み明けに不登校に陥る現象は、他の学年でも当てはまっております。夏休みの間は緊張感から解放されていたものの、2学期が始まることを考えると、学習面、そして人間関係における不安や重圧がのしかかり不登校となったり、時には重大な事態に陥るケースもあります。新聞や報道で、夏休み明けは子供たちの自殺数が最も多いと伝えられています。

そこで、学校では保護者宛てに、夏休み中の子供たちのささいな変化を見落とさないように啓発したり、教員も気になる児童生徒へ定期的に連絡を入れたり、家庭訪問をしたりするなど、注意深く見守るようにしています。また、学校の中では、いじめ、不登校等の対策としてピアサポートプログラム、あるいは縦割り活動、特別活動の充実等を具体的な方法として現在行っているところであります。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。先ほど教育長の答弁にありましたけれども、夏休み明け、始業式前後自殺者が相次ぐということで、東京、埼玉等で3人死亡、1人重傷、一昨日も東京で飛びおり自殺等がありました。そういったことで、千代田町からそういったことが絶対発生しないように、今後とも十分な対策をお願いしたいと思います。

ちなみに、文部科学省では24時間子供SOSダイヤル、それからチャイルドライン支援センター、チャイルドライン等々を行っておるということの新聞記事も見ております。こういったことも活用をしながら、ぜひとも千代田町から自殺者あるいは重度の事件が起きないように対応をお願いしたいと思います。

続きまして、次の3つ目の質問に入らせていただきます。小中学生のスマートフォンなど安全利用の指導についてお尋ねいたします。まず1つ目です。過度のデジタル機器使用の危険性と認識について、それらが健康への悪影響、ネットの危険性についての指導についてお尋ねします。インターネット、SNS、ライン、メール、動画サイト、いわゆるスマートフォンの正しい使い方、使用制限などの呼びかけなどはどのようになさっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、デジタル機器使用の危険性をどのように認識しているのかということにお答えしたいと思います。7月に教育委員会が小学校3年生以上に行った調査で、小学校4年生から中学3年生までの児

児童生徒の85%以上がインターネットを家庭や外出先で使用しているという結果が出ています。子供たちが所持しているインターネット接続機器は、ゲーム機、スマートフォン、タブレット、パソコン等多岐にわたりますが、いずれも使い方を間違えると犯罪に巻き込まれたり、犯罪に加担してしまったりということにもなりかねません。中学校では生徒に携帯電話は必要ないものであるという指導を行っているものの、多くの生徒が携帯電話、スマートフォンを所持しているため、毎年全校生徒対象に警察のサイバー犯罪対策課による情報モラル講習会を行っています。また、西小学校では、6年生の児童にインターネットの世界の恐ろしさについて講習会を行ったり、学校公開日に全保護者対象に講演会を開いたりして、インターネットの危険性について理解を促しているところであります。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。私も先般、西小のオープンスクールのときに、インターネットの使い方といいますか、スマートフォンの使い方等々のデジタル電子機器の使い方についての父兄に対する講習会がありました。それに私も参加させていただいて、同じ目線で聞かせていただきました。ありがとうございました。

その中でも当然あったわけですが、インターネット、スマートフォン等の使い過ぎの危険性、これは大変な今後問題になると、もう現在も問題になっていると思います。そこで、たまたま私、館林市、隣の市の館林市の広報7月号を見る機会がありまして、そのところで一つ参考事例としてお話しさせていただきます。「だいじょうぶ？あなたのスマホの使い方」ということで、インターネット、動画サイト、メール、SNSについての問題提起をさせていただきます。実はその中で、細かく言ったら時間が限りありますので難しいわけですが、我が家ではスマホのルールを定めていますと、そんなことを言っています。「我が家のきまりアイデア集」のリーフレットと「ケータイ・スマホ等の安心安全な利用のための標語」を作成し、市公式ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧くださいともあります。詳細はそのネットを見ていただきたいと思います。ホームページを見ていただきたいと思います。

その中に、3つのポイントというのがありまして、ルールづくりの3つのポイントとしまして、「危険性を子どもとともに理解し、ルール作りの必要性を伝える」。これは家庭の中の話であります。また、2つ目です。「一方的なルールにならないように、必ず子どもと話し合いながら決める」。3つ目、「ルールを決めた後は、しっかり守られているか、必ず確認をする」とあります。ぜひともこのようなことを、この千代田町においてもしっかりと全町的にお知らせする、お願いする、そういったことが必要かと思いますが、考えがありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えしたいと思います。

インターネット接続機器の危険性や安全な利用等については、学校で指導したり、県教育委員会からリーフレットを配布したりして、児童生徒や家庭に啓発を行っているところであります。しかし、児童生徒がインターネット接続機器を使用するのは、家庭や外出先においても大人の目が届かない場所で使用が多いと思われまます。そして、現時点では子供たちのインターネット使用についての決まりは各家庭に任されているので、インターネットに潜む危険性についての認識度も子供たちによってさまざまです。そこで、子供たちを危険から守るために、各家庭に任せるのではなく、また学校で指導するだけでなく、学校、家庭、地域で連携し、協力していくことが重要だと考えています。

具体的にはどのような組織をつくっていくか、今議員さんがおっしゃられたような、そういう広報活動を町全体でやっていけたらどうかというご提案でございませけれども、とてもいい方向かなとは考えておりますが、町として今後子供たちのインターネット利用についてルールを確立し、町中の誰もが子供たちに正しい利用法やアドバイスをしていけるようなことが理想的であるなということに感じておりますけれども、いろいろ今後も努力して、そのようなことができるかどうかを検討し、みんなでもっと意識が高まるようなことを考えていけたらいいなというふうに考えているところでありませ。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。前向きな考え方として、うれしく思う次第であります。

それでは、最後の質問とさせていただきます。先ほどの館林市の例でも申し上げましたが、安全利用のための推進委員会設置等の考えについてお尋ねいたします。例えば例であります、群馬県中之条町においては、アウトメディア推進委員会、アウトメディア安全利用のきまりを設定しておるそうでありませ。内容的には、教育長がもう答弁の中に入っておりますが、小中学生に携帯電話を持たせない。SNS、ライン、インターネット等を利用しない。ゲームは1日30分、テレビは2時間以内とする。同様に前橋市、高崎市も、正しい利用法を講話や研修会等、テキスト等で周知しているとのことでありませ。千代田町が現在もうやっていること、そして今後安全利用のための推進委員会設置等の考えがもしありましたら、あるいは考えているということであればお尋ねしたいと思ひませ。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） インターネット接続機器の利用について、推進委員会みたいなのを立ち上げて、そういうところで町全体で話し合ったらどうかというご提案かと思ひませ。去年、町としては青少推の方に呼びかけて、青少推の方々がスマホを使う時間について考えようという標語等をつくって町中に配布してくれたりとかした動きもあひませが、現在推進委員会で具体的にそのような形で進めていこうという動きはあひませ。ただ、そういうものがあって、みんなでその辺の認識が深まる

といいなというふうには思っているところなので、今後また委員さんの考えを受けながら検討していきたいと考えているところであります。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

子供たちの健全育成のためには、全町民が我が事のように、我が家庭の子供たちのことなのだという認識させることが私はすごく大事な気がするわけであります。子供たちは社会の宝であります。自分の子供、孫だけでないわけです。他人の子供であっても、地域社会の宝と、そういう目線で教育行政は進めておるかと思えますけれども、私たち議員も一人一人がそういう認識を持ってやっていければと思えます。今後とも教育委員会さんの、そして学校の先生方のご努力の継続をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

2番、酒巻議員。

[2番（酒巻広明君）登壇]

○2番（酒巻広明君） 議席番号2番、酒巻広明です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いましてこれより一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めの質問なのですが、定住移住推進についてということでお伺いさせていただきます。千代田町が平成28年3月に発行しました千代田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略にも書かれてありますが、今現在日本は平成20年度をピークに人口減少時代へと突入しました。千代田町においても、出生、死亡の推移として、自然増減は平成9年以降、出生より死亡が下回っているということです。転入転出の推移として、社会増減についても転入が転出を下回っている傾向ということになっているかと思えます。町の総人口においても、平成7年をピークに、先日上毛新聞にも載っていましたが、平成29年8月1日現在では1万1,174名ということで、やはり町においても減少傾向なのかなと思います。この人数が減少が多いか少ないかというのは、いろんな考え方もあると思いますが、これまで千代田町としては人口減少対策として舞木土地区画整理の販売や東部住宅団地の分譲、そしてジョイフル本田の出店等により、そういった努力により緩やかな減少に抑えられているという部分も考えられます。地方にとって、今後ますます加速していく人口減少ということで、特に各町村において生産年齢人口の奪い合いというのが今始まっているのかなと思います。

そこで、まず初めに質問なのですが、町発行の千代田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略も書かれています定住者向けの経済支援として、定住者住宅取得費等補助金交付事業並びに新婚世帯家賃応援事業というのがありますが、この補助金については、町外から町内に移住定住された方のみが対象でしょうか。答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町総合戦略につきまして、議員ご承知のとおり、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨を尊重しまして、地域の実情に応じた5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめたものとなっております。本町の総合戦略では、計画に記載のとおり、少子高齢化の中で本町の将来人口は減少すると見込まれております。将来の町民生活を初め、地域経済や行政運営などさまざまな分野で活力が阻害されることが予想され、人口減少問題を克服し、魅力的な活力ある地域社会の維持向上を目的とした4つの基本目標を定め、平成31年度までの計画期間としたところであります。

基本目標では、第2の目標の中に定住・移住の促進があります。ご質問の移住者住宅取得費等補助金交付事業、また新婚世帯家賃応援補助事業、俗に言う「新婚さんいらっしやい事業」に取り組むこととしたものであります。交付要件では、議員の話したとおり、千代田町外から定住の意思を持って住宅の新築や購入、また中古住宅を購入した、転移した方が対象となります。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 町外から町内にといいことでお答えいただきまして、ありがとうございます。千代田町は高校も大学もないということで、高校生になった時点で、住所は町内にあったとしても、町外に出向く機会が増えます。そのまま大学に進み、そのまま地方の企業へと就職した場合、やはり千代田町を離れていくという方も多いかと思いますが、逆に千代田町に生まれ、千代田町で育ち、千代田町が好き、千代田町で暮らしたいという若者もたくさんいると思います。

そこでお伺いします。現在町内在住の方が町外に移住定住しない対策として、町外からの移住定住と同じような補助が町内の方に対象という部分で考えていますか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町内在住の方が町外に移住定住した場合考えていますかという質問なのですが、新婚世帯家賃応援補助事業では、新婚世帯にとって住みやすく支援が充実しているまちであることを町内外に広くPRしまして、新婚世帯の町外への流出防止及び新たな若者世帯を町外から呼び込む両面から推進するもので、こちらも町外から転入される新婚夫婦を対象としております。

ご質問の町外への流出対策につきましてということですが、補助金を積極的に行うことは、新たな財源負担を増やすことになろうと思います。本町の地域の実情や財政事情などを考慮しながら、人口流出入のバランスなど、さまざまな費用対効果も考慮しながら、本町の実態に合った施策を選択していくことが重要であると思っておりますので、現在は補助金の交付等考えておりません。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 考えてはいないということで、経済的とかいろいろな部分があるかと思います。ただ、逆に言うと、他市町村も同じような形で補助や助成等で定住移住を促す市町村ということがたくさんあります。同じ家を建てるなら少しでも安くいい家に住みたいという方が町外に出ていってしまうということも考えられますので、その辺を考えていただければと思います。

次に、ちょっと今戸建て向けということで話をさせていただきましたので、次は共同住宅ということで、今町の町営住宅として2カ所あるかと思います。その2カ所の耐震性や入居率についてお伺いします。答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町営住宅の耐震性についてでございますが、旧耐震基準、昭和56年5月31日以前に着工した長良団地4棟24戸と里東団地4棟13戸のプレキャストパネル造が対象となりますが、平成23年度に群馬県建築士事務所協会へ委託しまして耐震診断を実施した結果、全て耐震性ありの診断結果でございました。

入居率についてですが、平成29年8月末現在で長良団地24戸と里東団地55戸合わせて79戸中68戸の入居をいただいておりますので、入居率は86%でございます。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。耐震構造的には問題ないということで、入居率については86%ということで、安全ということで安心しました。ただ、建物自体も大分古くなってきております。今後10年20年先を考えますと、いろんな面で新たな対策が必要なのかなと考えます。

そこでお伺いします。今後町営住宅の開発等についてどのように考えているか、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の町営住宅の考え方ですが、長良団地、昭和51年から52年の建築ですね、里東団地は昭和54年から60年の建築であります。築41年から32年が経過しております。老朽化に伴い、いずれ建てかえ等について考えていかなければと考えております。町が直接建築建設を行うのではなく、既存の底地を貸し出しまして管理運営を全て民間に任せる公民連携のPPP方式やPFI等の既存の民間住宅借り上げ方式など、民間資金やノウハウを活用しまして、多額な初期投資を必要としない手法を取り入れていかなければならないと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。町独自で開発というより、PPPやPFI等の民間連携でという形でお話をしたかと思いますが、私も、先ほど町長が答弁したように、町独自で開

発するというのは、財政面や時代の変化等もありますので、難しいのかなと考えております。先ほど町長が答弁したように、PPPやPFIといった、そういった共同開発をしていただいで、世代や環境等に、住む方の目的に合った住宅開発等をしっかり考えていただければと思いますので、今後ともぜひご検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

定住移住推進について、最後の質問に移らせていただきます。今町は舞木土地区画や東部住宅団地の分譲、新たな商業地の誘致、そして新規工業団地の造成事業と、町が発展していくために欠かせない事業を展開していると思います。

そこで伺います。人口減少社会を迎え、市町村間で人口増への競争が激化していると思いますが、町として今後どのように考えているか、答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 全国的に人口減少と少子高齢化が同時に進行する時代となりました。10年20年、30年後も持続可能なまちづくりを考えていかなければならないと考えております。その中で、首都圏から地方への移住希望者が若年化し、移住の決め手として自然環境より働く場所があるかどうかを重視する傾向との調査結果が出ております。定住移住と考えた場合、そのほか買い物をする場所、そして住む場所が必要かと考えます。働く場所としては、現在進めている新規工業団地、優良企業を誘致すること、買い物をする場所は、ジョイフル本田が進出してくれましたことで、ほかの市町へも誇れる場所と大きく様変わりしました。更には西側へも商業施設を誘致し、この地域一番の商業集積地を目指し、今以上の交流人口の増とあわせ、働く場所としても、千代田町へ来ていただき、住む場所としてはふれあいタウンちよだや舞木区画整理の保留地があります。

先日の全協でご報告させていただきましたが、館林都市圏の1市4町で策定した広域立地適正化基本方針にもありましたが、各市町で全ての施設を競争でつくる時代ではありません。総務文教常任委員会での視察資料を見させていただきましたが、「転入者誘致戦国時代に」という見出しの新聞記事がありました。市町村間で人口のとり合いでなく、近隣市と町の垣根を低くしまして、都市圏が一体となった連携強化や機能分担を行い、地域としての魅力アップにつなげ、定住移住につなげていければと考えております。

今回の定例会でも西邑楽三町の女性専用の弁護士等の案件もあると思いますが、先日明和町との経済連携、そして防災、特に洪水におけるハザードマップ等は、皆さんご存じのように、町独自でなく、近隣と連携をとる必要があると考えております。私も思うのですけれども、各近隣の行政間の垣根を低くして、いろんな連携をとった中で、人口減対策にはいろんな部分の館林都市圏という一つの都市圏を皆さんとともにいろいろ模索していく必要があるのかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。連携ということで、本当に地域一丸となって、町だけではなく、近隣市町村としっかりと連携を図っていければと思います。私もできることがあれば、その辺しっかりとこの地域の魅力アップということで尽力していきたいと思います。

1つ目の質問は以上で終わりにさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。次の質問ですが、町特産品の6次産業についてという質問に移らせていただきます。新しい雇用環境の創出として、にぎわいのあるまちづくりを支援する原動力として、6次産業化推進事業というのを考えているかと思います。私は仕事柄、全国各地へ行く機会が多くあります。そのときに行った先で考えることが、この地域に来たのだからこの名物を食べていこう、この名物を買っていこうなどと考えます。その地域の特産品、名物が、やはりにぎわいのあるまちのPR、まちおこしにつながると考えます。

近隣市町村では、太田市では太田焼きそばや、館林ではうどん、邑楽町ではそば、明和町では梨といったようなものが特産品、名物として浮かんでくるかと思います。千代田町の特産品としては、やはり千代田町は米麦を中心とした町であり、野菜では白菜や、先日もトップツアーズのツアーでゴーヤ狩りをしたゴーヤですとか、あとはナスや、果物で言ったらイチゴなどが浮かんでくるかと思います。あとは食べ物のほうでは川魚を、利根川を中心とした川魚を中心ですね。あと私なんかはよく町外の方に言うのが、比較的千代田町はもつ煮をお店で提供しているところが多いので、もつ煮という話もさせていただくのですが、ここでお伺いします。千代田町の特産品としてはどのようなものがあるか。また、どのぐらい、もし出荷している数字がわかれば教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 特産品ということですが、特産品につきましては、ある特定の地域でのみ生産されたり収穫される物品のことで、その地域を代表し、その土地の気候風土を生かした物品のこととされております。群馬県が策定いたしました「野菜王国・ぐんま」推進計画では、県内における野菜産地の発展のため、野菜の栽培品目の特徴や地域性を生かした戦術的な産地の生産振興を支援するために、白菜、ニガウリが邑楽館林地区の地域推進品目として指定されております。

本町におきましては、主に生産されている農産物といたしまして、先ほど議員が述べられたように、米麦のほか、白菜、ニガウリ、ゴーヤですね、キュウリ、ナス、トマト、イチゴなど多岐にわたりますが、群馬県の統計年鑑によりますと、比較的多く出荷されている農産物といたしまして、米が2,980トン、小麦が324トン、二条大麦が1,010トン、野菜関係では、昨年度の農協の実績を見ますと、白菜が531トン、ナスが28トン、ニガウリが23トン、キャベツが11トンとなっております。

町の特産物との質問ですが、JAの出荷にかかわります白菜では「邑美人」の銘柄で首都圏を中心に好評をいただいております。またニガウリ、いわゆるゴーヤにつきましても、農事組合法人木崎を中心に栽培されているところであります。このような農産物を中心に、町の特産物として更に推進し、P

Rしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ありがとうございます。今の部分を踏まえて、次の質問ということで移ります。

特産品をつくられている方が新しい分野、6次産業ということでチャレンジするというのは、非常にハードルが高い部分もあるのかなと考えます。そういった場合、町のほうで、特産品をつくられている方が6次産業化を考えた場合、どのようなアドバイスや補助等が受けられるのかという質問をさせていただきます。答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 6次産業化につきましてですが、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工、流通、販売にも農業者が主体的かつ総合的にかかわることとされております。初めに、どのようなアドバイスが受けられるかという質問であります。群馬県におきまして6次産業化に取り組む農業者等を支援するためには、平成27年度より群馬県6次産業化サポートセンターが設置されております。これは農業者の6次産業化へのチャレンジを支援する機関でございます。相談に応じて中小企業を診断し、マーケティングプランナーなど売れる商品づくりの専門家を6次産業化プランナーとして各事業所に派遣し、さまざまな角度からアドバイスを行うものでございます。

また、どのような補助を受けられますかという質問につきましては、本町ではまち・ひと・しごとの総合戦略事業の中で、新しい領域へのチャレンジ支援につきまして、6次産業化推進事業を盛り込んでございます。ここでは、地域の活性化を図るため、地元産の農産物を取り入れた新商品の開発費用に要した経費の2分の1の補助金を交付するというものであります。なお、上限は300万円となっております。また、県におきましても、群馬県6次産業化チャレンジ支援事業といたしまして、6次産業化にチャレンジしようとする農業者や、早期に事業を実現できるようコンペ方式で選考した最優秀プランに対し補助金を交付するというものでございます。なお、補助率は補助対象事業費の2分の1でございます。補助限度額は200万円となっております。本町といたしましても、県やJA等の関係機関と連携しながら支援することで、農業者の方が新しい領域、事業へのチャレンジができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 県とJAと町がしっかり連携して、町民の方が6次産業化、新しいジャンルに進む場合、しっかりサポートをしていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次の質問で最後という形にさせていただきます。先ほども町長のほうで、特産品というのは地域の風土に合ったものというお話をされておりました。この風土に合ったという部分で、今日本も地球温

暖化ということで温度の変化等もありますので、その辺柔軟に対応して、新たな特産品というのも考えていくというのも一つの手なのかなと思います。

そこで伺います。町の特産品を生かした新たな商品開発についてどのように考えているか、答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町の特産品を生かした商品開発につきましては、現在農事組合法人木崎において栽培したニガウリを加工しまして、先日議員にもお世話になりましたけれども、ドライのゴーヤ、ゴーヤ茶、ゴーヤ塩などを生産しており、新福寺の斉藤農園ではイチゴを加工しましてイチゴジャムを生産しております。いずれも直売所等において販売を行っております、大変好評を得ているところと伺っております。本町では、町の観光や雇用、収入源など創出する産業といたしまして、新たな特産品の新規開拓や生産について研究していくとともに、新たに商品開発につきましても、先ほど6次産業化のところでも答弁させていただきましたが、群馬県6次産業化サポートセンターを初め、群馬県館林農業指導センター、邑楽館林農商工連携会議などの関係機関と連携をしながら、農業者の新産業、または農業者の未来づくりを支援していきたいと考えております。

昨年、千代田町と大泉町と邑楽町、そして大泉高校、更には幾つかの企業や団体の方と、たしか昨年の秋だったと思うのですけれども、代表者と6次産業をテーマにした意見交換も行わせていただきました。これからは産学官、更には金、金融ですね、これも含めて連携をとりながら、更に6次産業化、千代田町には、議員も先ほど述べたように、これから農業をやる方、農業以外の方も、いろんな方を、やる気のある方をサポートしていきながら、産学官、更には金ですね、金融とも連携をとりながら、これから町6次産業のサポートに推進していきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ありがとうございます。

私も先日、ニガウリ茶やニガウリのサラダを食べさせていただきました。乾燥したものを口にするのは私初めて、ゴーヤの普通のサラダは食べていたことがあったのですけれども、ちょっとお茶のほうは苦かったのですが、サラダは本当においしく感じました。そういった部分で、いろんな方がいろんな地域でそれぞれ新しいものを努力して開発していているわけでございますので、ぜひともその辺町としてしっかりサポートをしていただければと思います。

ただ、私も商工会青年部として、毎年グルメグランプリというのが秋に開催されています。そこで町の特産品を使って新たな商品をつくって、そこで販売という形で毎年やらせていただいているのですが、やはりつくってそこで販売して終わりという形になってしまいます。せっかくいい商品を開発したのですから、それをPRして販売する販路を同時に考えていただければ、更に6次産業化という

のが進むのではないかなと思います。

以上で私のほうからの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で2番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） 議長の許可を得ましたので、一般質問したいと思います。

最後になります。人口増政策ということで一般質問したいと思います。先ほど酒巻議員の質問がありましたけれども、人口を増やすというのは、いろいろな政策を総動員しないとできないことであります。先ほども町長からお話がありましたけれども、千代田町の人口ビジョン、また総合戦略の策定ということで、28年度から実施されまして、これが31年度まであるわけですけれども、そういったことで、このような議会において議論するということは、また改良の余地があるのではないかとということで質問の意義もあるのかなというふうに思います。

人口減少問題というのが、日本にとっても、また千代田町にとっても大きな課題であります。それを克服するために、雇用の創出、あるいは結婚や出産、子育ての環境の改善、また地場産業、あるいは産業の発展、そのようなさまざまな政策を強化していかなくてはなりません。

内閣府においては、地方において人口の増加した市町村の特徴として、このようなレポートを作成しております。都市の近郊にも人口が増した市町村が多く存在していますけれども、そういった人口の増えている市町村の特徴として、世帯主の雇用が安定している、あるいは交通アクセスの便、あるいは地価の安さというのも影響している、あるいは定住を目的とした住宅建設費の補助とか住宅団地の実施など住環境の整備もしていると、また保育体制の拡充、子育て支援のような出生率も改善されている、このような特徴があるというレポートがあります。

そういった中で、人口減少社会において、対策を打つことによって出生率の改善、あるいは転入を増やす、若い働く世代を取り入れる、そういった人口を増やしていく、そういったことが大事ななというふうに思います。

それでは、具体的に質問したいと思います。先ほども酒巻議員の質問にありましたけれども、施策を打ちたいのだけれども財源がないというような答弁がありましたけれども、これが実態でありまして、こういった中で財政の硬直性の中でいかに収入を増やして行政サービスを向上させていくか、そういった努力が今後人口を増やす大切な場面になってくるのかなというふうに思います。そういった中で、先日境町というところで、茨城県の境町にてそういったお話を聞いてきました。そういった中で、ふるさと納税、大変立派な取り組みをされているということなわけですけれども、千代田町もネットのふるさと納税ということになりまして、大変いい成績になってきたわけですけれども、まだ伸び代があるのではないかなというふうに思います。町長初め町当局の努力によって、今すばらしいも

のを考えられているというようなお話も聞いておりますけれども、1問目の質問として、ふるさと納税の強化についてどのように行っていくのか、具体的に品目あるいは業者の検討など増加策は考えているか、1問目の質問といたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町のふるさと納税につきましては、平成20年12月より要綱を定めてスタートいたしました。寄附者の返礼品の数が少ないことや寄附方法が限られていることなどから、年間数件から数十件程度の寄附件数で推移しておりました。そこで、このような現状を改善するために、民間事業者プロモーションを依頼し、平成28年4月よりふるさと納税専用のインターネットポータルサイトへの情報掲載を行いました。地元商工業者の返礼品を2種類から29種類に増やしました。納付方法も、クレジットカード納付やコンビニ納付など導入いたしました。また、あわせて事務一括代行といたしまして決済管理システムの導入、返礼品の受発注や発送、問い合わせ専用ダイヤルの開設等も行いました。こうした対策を行った結果、平成28年度実績では年間749件、2,599万2,000円もの寄附を全国の方々からいただくことができました。

最近では、ふるさと納税制度に関しまして、国のワンストップ特例制度や税制上の特例控除額の上限拡大を初め、返礼品のお得情報などがテレビや新聞などを通して広く一般的に認識されたことなどから、全国の自治体ではふるさと納税に対するさまざまな創意工夫を行うことで多額な寄附を集めている自治体も数多く見られます。国、いわゆる総務省では、ふるさと納税として寄附金獲得に向けた返礼品競争が過熱する余り、当初の制度趣旨から逸脱しているのではないかとの指摘から、全国の自治体に対しまして、返礼品調達に要する金額割合の見直しや換金性の高い商品券等の除外などの改善に向けた対応を全国の自治体に求めております。しかしながら、ふるさと納税制度につきましては、今後も適切な運用を更に進めていくことで、本町でもまだまだ多くのふるさと納税として寄附金を全国各地の方々から協力いただけるものと考えております。

先般、議会の総務文教常任委員会でも茨城県の境町への視察研修を実施され、ふるさと納税制度の運用に関する成功事例等のお話や資料なども、私も参考として見させていただきましたので、本町としても更なる検討協議を進めております。既に先月、町の全職員を対象といたしまして、本町のふるさと納税の改善等に関する提案を募ったところであります。90人以上の職員から回答を受けまして、現在内容を整理しながら、活用できるアイデアは積極的に取り入れていきたいと考えております。

また、ふるさと納税の寄附者においては、ホームページの専用サイトから申し込みを行う方がほとんどですので、現在のポータルサイトとは別の新たなふるさと納税専用ポータルサイトにも申し込み手続を行っており、12月から2つの専用サイトを同時に運用し、ふるさと納税の対応を強化していく予定であります。

更に、返礼品につきましても、現在のところ延べ47品目を取りそろえておりますが、まだ十分では

ないと考えております。今後町商工会や関係団体なども連携を図りながら、新たな返礼品の掘り起こしとしまして、地元の商工業者への商品提供を呼びかけるとともに、行政みずからも、例えば町の一大イベントであります千代田町の川せがきやおもてなしマラソンの特別優待サービスや、なかさと公園バーベキュー棟利用と食材セットサービスなどもセットにしたサービスも返礼品のサービスとして盛り込んでいくことなどもアイデアの一つと考えております。

以上であります。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 境町では、ふるさと納税のガイドブックということで一冊の冊子になっております。それほど品目、項目が多いわけなのですけれども、このようなものを返礼品と一緒に送ることによって、またリピーターも増えるのではないかなというふうに感じました。境町ではそのふるさと納税というのはどういうことなのではないかとという質問をしましたらば、地域活性化のツールであるということで答弁がありました。全くそのとおりかなというふうに思います。千代田町ではこのようなふるさと納税のガイドブック作成というのは考えているのか。また、ふるさと納税の収入増、寄附の目的によって行政サービスの向上などは考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、ふるさと納税のガイドブック作成はあるのかという質問ですが、ふるさと納税のPRにつきましては、インターネット等を活用した情報発信だけではなく、紙媒体によるパンフレット、カタログなどの作成も大変重要であると考えております。このようなことから、昨年度に初めて本町のふるさと納税パンフレットを作成しております。今年度につきましても、平成29年度版として発行に向けた準備を現在進めており、今月中には1,000部ほどの納品となる予定であります。

今後の活用といたしましては、特に町外の方への情報提供を主眼に置きまして、例えば本町に行われるイベント行事などを初め、町内の大型ホームセンター内の行政情報コーナーへの配架、東京銀座にあるぐんまちゃん家などの本町に関連したイベント開催時などに配布を行いたいと考えております。また、ガイドブックではございませんが、都内の出版社が発行するふるさと納税専用書籍に今年度初めて本町の人気返礼品を掲載しますが、10月末より全国の書店で4万部が発売予定となっております。更に、広報宣伝の一環として全国展開を行っている有名な外食チェーンの約2,400店舗内のテーブル等に配布される広告チラシに、1枚だけですが、本町の返礼品を掲載し、10月から1カ月程度広報を行う予定であります。

続きまして、収入増による行政サービス向上などを考えているのかという質問ですが、これは当然考えております。本町における昨今の行政需要は複雑多様化しているところから、さまざまな事業を広範多岐にわたり実施していかなければなりません。その中でもとりわけ地方創生に向けた人口減少

対策は喫緊の課題でもあります。町独自の事業や、ほかの地域と比較して魅力的な事業を実施する必要があると認識しております。このようなことから、ふるさと納税の寄附金を最大限に活用いたしまして、子育て支援や雇用促進、定住支援などといった分野への重点投資を行いまして、将来にわたり持続可能な千代田町の実現のために努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 次に、千代田町の課題であった工業団地造成ということで、町長の実績といえますか、国との農林調整が許可になりまして、今後農地の買い上げ、また造成が、これから企業誘致に向けて方向ということになるわけなのですけれども、相手のあることなのでわかりませんが、企業誘致による税金あるいは雇用増をどの程度考えているのか、概略で結構ですので、お伺いしたいと思います。

また、境町、圏央道ができるということで、30ヘクタールの工業団地ができるというようなお話がありました。千代田町は今回12ヘクタールが認可になったわけですけれども、それを思えば、第2弾の工業団地もあるのかなというふうに思いますが、そういった自主財源の確保、あるいは雇用の促進という意味で、そういった中長期的な考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在進めております新規工業団地への企業誘致のことですが、税金や雇用については、来る企業様によって大きくかわってくるかと思えます。現段階では企業様が決まっておりますので、具体的な数字は申し上げられませんが、税金面では設備投資による償却資産の多いデータセンターや製造業が高く、雇用面では食品系が高いかと思えます。当然のお話ですが、そういったことも念頭に置きまして企業誘致も進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

また、第2弾の工業団地ということですが、現在進めております新規工業団地については、農林調整協議におきまして、やむなく地域形状の見直しをいたしました。早期実現のための決断をしたわけですが、将来的にはこれで終わりではなく、時代の景気状況やD I等を見きわめながら次も進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 境町の話ばかりして申しわけないのですが、千代田町も英語教育を強化しようと、方向性は似ているというか、同じことを考えているのかなというような形なのですが、いずれにしても、人口を増やすには、来ていただいた方、若い世代ですので、子供の教育というのが大事になってきます。そういった中で、教育環境の充実の中で、やはり子育て中の子供たちが、あるいは体力を含め、そういった学力が向上するような、教育に力を入れていると思われるような町というのが大事かなというふうに思います。そういった中で、千代田町もALTが今年度から

4名ということで力を入れているわけですがけれども、更なる英語教育の強化というのを考えているのかどうか、教育長にお伺いします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えしたいと思います。

今年度町では、東西小学校が教育課程特例校として、1年から6年生まで年間35時間、1年生においては34時間ですが、週当たり1時間の外国語活動あるいは英語科の授業を行っているところであります。更に、今年3月に示された新学習指導要領では、グローバル化の急速な進展から、外国語によるコミュニケーション能力を図ることを重視し、平成32年度より全国の小学校で、3年、4年生では年間35時間、週当たり1時間になりますけれども、外国語活動として、5、6年生では年間70時間、週当たり2時間の英語の授業を本格的に実施することとなります。そうなりますと、高学年の英語の授業時数は増えますので、現在のALTの数では全ての外国語活動や英語科の授業にALTを配置することは難しくなります。そのため、ALTのような英語指導助手の増員が図ればよいなどは考えているところであります。

子供たちに生きた英語に触れさせるという観点からすれば、ALT（外国語指導助手）の増員でよいと思いますが、英語教育という観点から考えますと、外国人に限定せず、正しい発音で会話したり、正しく書いたりでき、かつ子供たちの発達段階に合わせた英語教育の指導ができる人材の配置が有効ではないかと考えておるところであります。具体的には、日本人でも英語の指導力があれば、そちらのほうが有効であるということで、ALTを使いこなす、そういう人を雇いたいというふうに思っているところであります。

また、英語教育の強化は、本町に子育て世代を呼び込むための施策としても有効であるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 今年度から待機児童という定義が変わりまして、厚生労働省では育児休業中でも復職の意思がある場合は待機児童の定義に含めたということで、行政側からするとハードルが上がってしまったというようなことで、そんな中で子育て世代の共働き夫婦から選ばれる千代田町を目指さなくてはいけないなというふうに感じました。千代田町の総合戦略でも、待機児童ゼロということ掲げておるわけなのですからけれども、そういった中で子育て支援の強化として今後も待機児童ゼロを目指せるかと。また、学童保育も、今年度から東部のほうも小学校が学童保育ができるということで、これについても待機児童ゼロを目指せるかということで質問したいと思います。

子育て支援の強化、これによって出生率も上がりますし、また千代田町に安心して住めるということで若い世代も呼び込めるということで大変重要な施策であります。境町では、ソフト事業として育

児用品のクーポン等を発行して、より子育て支援に強化しているという目立つような施策やっているわけなのですが、そういった育児用品クーポンなどの発行は考えられるかどうか質問したいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 保育園について待機児童ゼロを今後も目指していけるかということでございますが、女性の社会進出などによりまして全国的に保育所入所希望者が増えまして、特に低年齢児での入所希望者が増えております。そのような中、本町におきましては、町立保育園において待機児童を出さないよう努力を続けているところであります。特に西保育園では、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきまして、低年齢児に対応した保育室の増築をすることができました。現在においても待機児童はございませんが、今後においては待機児童を出さないよう努力してまいりたいと考えております。

また、学童保育所につきましては、西小学童クラブの整備が終わりまして、本年度において東小児童クラブの整備も進めておりますので、こちらにつきましても学童支援員の確保も含めまして、待機児童を出さないよう努力をしていく所存であります。これらを推進することによりまして、移住定住の促進や出生率の向上にもつながり、町の子育て環境の充実につなげてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援にかかわりますソフト事業の新設ということでございますが、柿沼議員さんの述べたように、子育てしやすいまち、移住定住の促進、出生率の向上という観点から、ほかの市町村におきましても、紙おむつなど育児用品の購入が可能なクーポン券の発行などさまざまなソフト事業を始めているところもあります。「子育てするなら千代田町」を目指しまして、出生率の向上と移住定住者の促進と子育て支援環境の強化を進めるべく、効果のあるソフト事業を研究、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 今まで質問してきましたけれども、子育て支援あるいは雇用確保、教育にも力を入れているという町であるということは理解できるのですが、そういったことがしっかりとPRできなければ、町外の人にとってはちょっとわからない部分があって、しっかりとした効果といますか、アウトプットが出てこないのかなというふうに思います。茨城県境町では、移住応援ガイドということで、このようなガイドブックがあります。非常によくできていて、これを見ると境町に住みたいなというふうに考える人が多いかなと思いますけれども、このような作成を考えているのかどうかお聞きします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 総務文教常任委員会で視察しました茨城県境町では、議員ご承知のとおり、

移住応援ガイドの冊子をつくり、人口増加策を推進しております。本町では、町内在住者で移住定住に関するものではございませんが、「千代田町暮らしの便利帳」、民間事業者の協力によりまして、第1回目の発行を平成27年2月に、町の費用負担持ち出しがなく発行させていただきました。本年8月には第2回目の改訂版を発行したところであります。この暮らしの便利帳では、町のイベント、施設などの紹介や住民生活にかかわります事業の説明など掲載しまして、子育てや教育に関する情報なども整理して一元化しまして、使いやすく見やすいように作成し、周知を行ったところであります。また、町の公式ホームページも7月にリニューアルいたしました。サイト構成として、子育て分野の情報をまとめたページも設けさせていただいております。

ご質問の子育て支援や教育等に特化したガイドブックの作成につきましては、制度や事業等の改正が行われると使用することができなくなるという側面もございますが、人口増加対策のためPRが必要な対策の一つと考えております。よって、今後子育て支援として、福祉や教育を初め、雇用促進などに特化した情報を一体的にまとめたガイドブックの作成や町ホームページのサイト構築なども検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） ガイドブックの作成を前向きに考えていきたいということで、先日千代田町と明和町の経済創生連携ということで提携しましたけれども、明和町に凸版印刷の工場ができて、独身寮が駅の近くにあるわけなのですけれども、千代田町にはふれあいタウン、あるいは舞木の区画整理保留地があるわけなのですけれども、そういった千代田町に定住していただくようなことも考えられるのかなというふうに思いますので、そのようなガイドブックを作成した折には、工場の食堂とか休憩室にそういったものを配布して、またあるいは説明に出向くというぐらいできればいいのかなというふうに思いますけれども、境町では産婦人科、あるいは町内外の企業とかで配布して、1万部作成してPRして移住定住ということをやっているということなのですけれども、最後にその辺を、どのように取り組めるかということで最後の質問とします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員がご指摘のとおり、作成をするだけでは十分なPRが、期待する成果は得られないものと感じております。このようなことから、特に若い世代の方々をターゲットにした情報発信が重要と考えております。例えば役場窓口で婚姻届を提出される新たなご夫婦、出産などを迎えた方の利用が多いと思われる近隣の産婦人科、更には町内及び近隣の民間企業などを訪問しまして、従業員向けに本町の子育て支援制度の魅力を掲載したガイドブックを携えて定住推進を売り込むことも重要な取り組みの一つと考えております。本町に住んでみたい、あるいは住み続けたいとより多くの方が抱いていただけるように、町の魅力を戦略的にPRして、既に町内に移住している方は引き続

きとどまっていたと、また町外の方には本町に転入していただけるような情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の子育て、教育等、先ほどの教育も含めまして、いろんな施策を町としては、各課でいろんな補助金等も充実しておりますが、このPRのやり方をこれから創意工夫してやっていく必要もあるのかなど。議員が述べられたように、情報発信ですよ、これを境町に見習いまして町としても十分にその辺を情報発信していければと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で9番、柿沼議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○日程の追加

〔議長、緊急質問〕という人あり〕

○議長（襟川仁志君） 10番、細田議員。

○10番（細田芳雄君） 緊急質問の同意を求めたいと思います。

○議長（襟川仁志君） ただいま10番、細田議員から緊急質問の同意を求められました。この質問の内容についてはどういう質問でしょうか。

○10番（細田芳雄君） では、具体的に言います……。

○議長（襟川仁志君） 質問の中身だけちょっと教えてもらいたいの、自席でちょっと。どういう件について。

○10番（細田芳雄君） 中身については、去る29日に北朝鮮から弾道ミサイルが発射されて日本上空を通過したわけですが、この件について質問したいと思います。

○議長（襟川仁志君） ただいま細田議員から全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急質問の件が上がりました。これを議題として採決をいたしたいと思います。

この採決については起立によって行いたいと思います。

細田議員の全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第4として発言を許すことに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（襟川仁志君） 起立多数であります。

従って、細田議員の全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第4として発言を許すことは可決されました。

○緊急質問

○議長（襟川仁志君） それでは、10番、細田議員の発言を許可いたします。

10番、細田議員。

[10番（細田芳雄君）登壇]

○10番（細田芳雄君） ただいま議長より許可をいただきましたので、緊急質問をいたします。

○議長（襟川仁志君） どうぞ。

○10番（細田芳雄君） 今ちょっとおどおどしておりますけれども、もしかしたら昼食を挟むのかなと思ったけれども、このままやっちゃってよろしいのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） はい。大丈夫です。

○10番（細田芳雄君） では、私はこの質問について、聞きたいことを全部言うわけです。一般質問のやり方として一問一答方式と総括がありますけれども、総括のほうで行いたいと思います。

本来は、ここで質問するには、8月28日の正午が一般質問の締め切りとなっておりますけれども、きょう質問するに当たっては、8月29日の出来事でありますので、一般質問の受け付け範囲を超えたということを本人も重々承知しております。ですけれども、こういう内容の質問は、例えばこの議会を過ぎてしまえば12月議会までできないということであれば、12月議会までそのことを町長にお聞きできないということはちょっと日がたち過ぎるのかなと思って、緊急質問をさせていただきます。

この緊急質問は、去る29日に、6時2分ですか、全国緊急通報システムによりますJアラートで放送がありまして、これは全国に放送されたわけでありまして、直ちに頑丈な建物もしくは地下等に避難するようにという指示がありました。こういうことについて、本来なら前々こういう放送があったときはどこへ避難しましょうと家族で決めておく、町の指示でこういうことがあったらどこに避難してくださいと決めておくべきなのではしょうけれども、もしかしたら私の勘違いで、町はそういうことはきちんと決めてあったと言うかもしれませんが、私の家族では全然決めてなくて、ご承知のようにああいう緊急速報は初めてでありましたから、家族全員が一応起きてきて、どうしよう、どうするのだろうねという話になりました。私も、どうするといったってどうしようもないな、ここでテレビ見ているしかないのだろうというような感じでいたわけですが、落ちついて考えてみれば、議会議員である私の家族がそのような状態では、千代田町民の福祉向上、生命、財産の維持を考えたときにちょっと考え方が甘いかなと思って質問するわけですが、町長については今までこういうことが、Jアラートが放送された場合、これはJアラートは、今回は北朝鮮から弾道ミサイルで襟裳岬沖北東ですか、1,110キロのところに落下したということですが、これは弾道ミサイルだけではなくて、津波とか地震とか大災害が発生するだろうと思われるときはこのJアラートが放送されるというようなことだと思いますけれども、町長はこのことについて職員また町民に対して今までどのような考えでいたかお聞きしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 私も今回初めての経験でありまして、Jアラートにつきましては、気象状況や地震情報、武力等による有事情報など町民への緊急情報ということでありまして、消防庁から衛星を介しまして町役場へ情報が来るというシステムになっております。町の防災無線システムと接続しまして、自動によりまして屋外放送を行うことで緊急情報を町民に周知させるという、こういう流れになっておるのです。

29日の5時58分だったと思うのですけれども、突然低音の音とともにJアラートが鳴りまして、私も一瞬何だろうという、正直なところそう思いました。その14分、15分後には着弾をしたと、日本の上空を通過して着弾をしたと。その間約20分弱ぐらいだったと思うのです。その中で我々も、本町におきましても、これからどのような対策をしていこうと、無線を通しての町民へお知らせした、周知をした。また、その12分後には日本の上空を通過して着弾をしてしまったと。今回のJアラートの作動は、整備後訓練以外で初めて発動されたものと考えております。正常に作動され、ほっとしたところではありましたが、放送で屋外にいる場合には頑丈な建物や地下に避難してくださいと呼びかけました。

しかしながら、議員のどのように避難したらいいかという質問なのですけれども、これはできるだけ、今の国のほうの方針では、できる限りしっかりした建物に避難してください、窓には近づかないでください、できるだけ窓から離れてください、部屋へ移動するなど落ちついた、屋外にいる方は部屋に移動してくださいとか、こういういろいろ国のほうの方針がなされております。そのような形で今の段階では考えておるのですけれども、これから国に求めて、我々群馬県としましても、町村会を通して、近隣の市町村とも相談しながら、この辺を国、県のほうに、どのような対策を講じればいいのかと具体的なことも求めていく必要があるのかなと。議員もご承知のとおり、また少し、今週の土曜日あたりですか、日本に向けた動きがあるという情報も今朝ほどテレビで見ました。そう考えていきますと、常に我々もこれからはそれを意識していきながら、それを更には意識をしながら生活をしていかななくてはならないのかなと、こう考えております。

それと、先日の防災訓練もありましたけれども、大変お世話になりましたが、防災だけでなく、これからは防衛のことも念頭に置いて考えていく必要があるのかなと、当面は。こればかりは、我々千代田町だけでなく、国を挙げての方針かと、こう考えております。議員各位も、昨年3月に行われた町議選におかれまして、町民の安心安全、生命、財産という公約も皆さんあったかと思うのです。これを考えれば、まず千代田町自主防災組織が全町にまだできておりません。区長さん任せでなくて、皆さん議員さんも相談に乗ってやりながら、できれば早いうちに全町に自主防災を組織して、その辺から立ち上げていければと、こう考えております。

よく今言うあれに、自助、公助、共助とよく言うのですけれども、もう一つは、一番肝心なのは、やっぱり自助の次に近助が一番大事だと思うのです。そう考えていきますと、皆さんも地元と連携を

とりながら、できればその辺を、自主防災組織をまず立ち上がっていないところは立ち上げていただいて、そのように全町にわたり自主防災が立ち上がって、その中で近助、助け合いながらやっていければと、こう考えております。今の段階ではそのように考えております。

それと、更には県、国のほうに、全町村と群馬県内も、間もなくまた町村会もあろうかと思うのですけれども、そこで相談をしながら、国、県のほうに訴えていきたいと、こう考えております。

また、いろんな部分で、皆さんにも私のほうからちょっと提案をしたいのですけれども、先日私もJアラートが鳴った部分で、あれどうしたらいいのだろうというのが正直なところでした。議会のほうでも防災、防衛に関して、できれば年度内ぐらいにこの辺の議論を深めていただきまして、議会のほうもできればまた我々に提案をしていただければと、こう考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 10番、細田議員。

○10番（細田芳雄君） 今回ああいうことで弾道ミサイルが発射されて日本上空を通過して、国のほうでは迎撃はしないという結論を出したそうです。ただ、その後のニュース等で、あの弾道ミサイルが日本上空来たときに高度が550キロ、今日本が備えているイージス艦MS-3ですか、それから迎撃できる、これが射程が500キロだそうです。撃てととっても、今のイージス艦からでは撃ち落とすことは不可能。これは恐らく北朝鮮は承知してやっていると思います。

それから、地上の移動用の迎撃、PAC3、これは射程が数十キロだそうです。これまた落ちる寸前にならなければ迎撃はできない。今回襟裳岬沖1,100キロだから大丈夫だったのですけれども、10キロか20キロのところへ落ちたとしても、PAC3は届かないところにあったようです。それを考えると、群馬県に着弾するだろうと予測されたとき、今回はPAC3はきっと群馬を守るための配備はされていなかったのかなと私は思っております。

そういうことを考えたときに、せめて町を守るために、町の継続をしていくためには、庁舎付近には、核が落ちたときは別として、普通の火薬、爆弾であったらば守れるかなという耐震程度の備えは、せめて庁舎の、例えば地下をつくっておくというような、これは大変な費用がかかることだから町単独でやるのは不可能としても、日本全体を考えたときに、まずは自治体の本部となる庁舎ぐらいは守れることができなければ、何回でもこれから北朝鮮は、核の小型化ですか、それをやるために核実験を何度もやるというような予測はされております。小型化が実際に進んでいるだろうということも考えられます。そういうことを考えると、先ほど言った、せめて庁舎を守るための強度ですか、それに対する国に、県に要望して強固なものをつくるというような考えをしていかななくてはならないと思いますけれども、町長はその辺のことをもう一度、簡単でよろしいですけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 庁舎をシェルター等で下につくったらどうかということですが、いずれにしても、千代田町だけというわけにはいかないと思うのです。今現在日本国内にありますのは、火山が爆発したときに、何カ所かにシェルターはあるのです。ちなみに、首相官邸は下にでかいシェルターつきの、こんな分厚いコンクリートの壁面でやってあるシェルターがあります。あそこは、広島、長崎におかれた原子爆弾があの上に落ちてもびくともしない構造になっているそうです。そう考えていきますと、これを全国の各自治体で、群馬県も含めて自治体でこれつくるといのは大変な費用もかかるとは思います。今議員が述べられたように、これは全部群馬県の35市町村の中でも皆さんと連携をとりながら、検討しながら国にも訴えていければと、こう考えております。

最低の町民の、やはり町民の生命、財産を守るためには、国にも訴えていく必要があるかなと、こう考えております。今後また近いうちに町村会等の中で、まず近隣の首長とその辺は連携をとりながら訴えていければと、こう考えております。

○議長（襟川仁志君） 10番、細田議員。

○10番（細田芳雄君） ただいまをもちまして、私の質問は終わりにさせていただきます。

緊急質問でこんなに時間が過ぎてしまって、執行部の方にも急遽答弁するというような、きょうにきょうの答えで申しわけなかったとは思っております。ただ、こういう危機感を持っているということだけは、町長に、また町の執行部の方も考えていただきたいというようなことで、その辺が趣旨で質問させていただきました。大変ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で10番、細田議員の緊急質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（襟川仁志君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（襟川仁志君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 零時29分）

平成29年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年9月6日（水）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 4号 平成28年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 2 議案第23号 千代田町義務教育施設改築基金条例の制定
日程第 3 議案第24号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 4 同意第14号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 5 認定第 1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第 6 認定第 2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 7 認定第 3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 8 認定第 4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 9 認定第 5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	卷	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	高	橋	祐	二	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	襟	川	仁	志	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君		
副	町	長	坂	本	道	夫	君	
教	育	長	岡	田		哲	君	
総	務	課	長	椎	名	信	也	君

財 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
環 境 保 健 課 長	小 暮 秀 樹 君
經 濟 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	荒 井 稔 君
都 市 整 備 課 長	石 橋 俊 昭 君
會 計 管 理 者 長 兼 會 計 課 長	小 寺 晴 美 君
教 育 委 員 會 長 事 務 局 長	宗 川 正 樹 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農 業 委 員 會 長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 村 恵 子
書 記	安 西 菜 月
書 記	久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第4まで議了し、日程第5から日程第9までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○報告第4号の上程、説明、報告

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第4号 平成28年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。報告第4号 平成28年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告をいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率につきましては、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が0.4ポイント上がり7.4%となりましたが、基準を下回っており、その他の比率は各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、報告第4号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するわけですが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに平成28年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。めくっていただきまして、上の表になります。平成28年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定をされております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと、財政健全化団体となり、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。また、下の表の平成28年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合には、経営健全化計画を策定することとなります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われます標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模をあらわすものでございます。

それでは、各指標につきましてご説明を申し上げます。まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は標準財政規模に対します一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。平成28年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算しまして、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものでございます。平成28年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率でございます。この比率は、3カ年の平均であらわすものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、平成26年度8.4%、27年度につきましては6.8%、28年度は7.0%で、3カ年を平均しますと7.4%で、前年度より4ポイント増となりました。これは、平成24年度に借り入れました臨時財政対策債の償還が28年度に始まったことや、普通交付税、臨時財政対策債の発行可能額が減少したことが要因でございましたが、比率につきましては基準以下となっております。

続きまして、一番下、4番目でございますが、将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済を初め、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫

する割合がどの程度なのかを示すものでございます。平成28年度決算では、将来の負担見込み額に対して充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の平成28年度資金不足比率でございますが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較をして指標化し、経営状況の深刻度を示すものでありまして、平成27年度、昨年度までは水道事業会計も比率の算定を行ってございましたが、28年度より群馬東部水道企業団へ統合されたため、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。平成28年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月9日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 以上で報告を終わります。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第2、議案第23号 千代田町義務教育施設改築基金条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第23号 千代田町義務教育施設改築基金条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本町の義務教育施設については、小学校が2校、中学校が1校の計3校ございますが、いずれの校舎も築年数では30年を超える年数が経過しております。老朽化への対応を計画的に進めていく必要があります。

現在の各小中学校の校舎においては、大規模改修工事や耐震補強工事など長寿命化対策などを行い対応してまいりました。しかしながら、中学校校舎においては、築後49年が経過することから、将来的な改築に向け、財源の確保を行う必要がございます。

このため、義務教育施設の改築の財源として活用可能な基金を創設するため、新たに基金条例の制定を提案するものであります。

詳細については、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第23号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案の上程理由につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げたとおりでございます。義務教育施設の改築には、改築を行う事業年度においては多額の財源が必要となります。今後見込まれる改築を円滑に推進するため、財源の確保を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきますので、お手元の条例をご覧くださいと思います。第1条の設置では、本町の義務教育施設の改築の財源に充てるため、基金を制定することを規定しております。

第2条の積立額では、積み立てる額を毎年度予算で定める額とすることを規定しております。

第3条の管理では、第1項で確実かつ有利な方法で管理することとし、第2項で確実、有利な有価証券にかえることができることを規定しております。

第4条の運用益金の処理では、基金の運用から生じる収益の処理について規定をしております。

第5条の繰替運用では、財政上必要があると認める場合、歳計現金に繰りかえて運用できることを規定しております。

第6条の処分では、基金の目的の財源に充てる場合に限り、処分できることを規定しております。

第7条の委任では、必要事項は町長が別に定める旨を規定しております。

最後に、附則では、本条例の施行日を公布の日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 千代田町義務教育施設改築基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第3、議案第24号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第24号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本町で行っている窓口業務、税業務など多くの業務については、基幹系システムを利用し事務処理を行っております。この電算システムにつきましては、郡内と各町と基幹系システムを共同利用することにより、コスト削減などのメリットや住民サービスの向上が図られることから、現在システムを入れかえるための再構築を行っているところであります。

この新たなシステムによる業務のうち、税証明を発行する業務においては、従前のシステムと打ち出される証明書の1枚当たりの項目数が異なることから、証明手数料の改正を行うものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第24号につきまして詳細説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、窓口業務や税業務などにおきましては、基幹系システムを利用いたしまして事務処理を行っております。現在このシステムの入れかえのため、新たな電算会社と事務の処理方法など導入に向けた準備を行っているところでございます。税業務では、各税目ごとの賦課業務、収納業務、また税証明照会業務など多くの業務を、このシステムを利用し事務処理を行っておりますが、今回の改正におきましては、税証明照会業務のうち、土地及び建物に関する証明について、1枚の用紙に証明できる筆数や棟数などについて、従前のシステムと相違が生じることから改正をさせていただくものでございます。

従前のシステムでは、土地及び建物については別々の用紙に証明をされまして、土地、建物それぞれ1枚目には最大5筆または5棟まで印字をされまして、証明手数料は1枚300円でした。2枚目以降につきましては、1筆または1棟を追加ごとに60円が加わるようになっておりました。新たなシステムでは、土地及び建物については1枚の用紙に混在して印字をされ、最大6筆または6棟まで印字が可能となります。今回の改正では、証明手数料の金額及び体系の適正化並びに明瞭化とい

った観点から、資産数を単位とするものではなく、交付する証明書を単位とする金額設定に改めまして、1筆または1棟ごとの加算は行わず、証明書1枚につき300円に改正しようとするものでございます。

このようなことから、千代田町手数料徴収条例の一部を改正させていただくものでございますが、お手元に議案第24号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。右側が現行、左側が改正後となっておりますので、よろしくお願いをいたします。右側、現行でございますが、第2条第3項において、土地及び建物に関する証明については、土地及び建物は5筆までを1件とし、1筆または1棟増すごとに60円を加えると規定をしておりましたが、左側、改正後においては、この項を削除いたしまして、1筆または1棟追加ごとに60円を加えないものとするものでございます。

なお、本条例の施行期日でございますが、新システムの移行日でございます平成29年9月19日からとさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第4、同意第14号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第14号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、9月30日をもって任期満了となります小林博史氏を、引き続き委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小林氏におかれましては、昭和48年3月に群馬大学工学部を卒業された後、株式会社関電工に入社、常務執行役員として社員の監督や指導の面で活躍された方であり、長年企業で培われたすぐれた職員管理能力を生かし、平成24年10月より公平委員としてご活躍いただいております。

小林氏におかれましては、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に選任いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第14号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第14号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（襟川仁志君） お諮りいたします。

日程第5、認定第1号から日程第9、認定第5号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[[異議なし]という人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、認定第1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第6、認

定第2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第7、認定第3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第8、認定第4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第9、認定第5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 認定第1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは平成28年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、平成28年度の我が国経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用、所得環境が改善し緩やかな回復基調が続いているものの、国内経済においては、個人消費及び民間設備投資は所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況であります。

このような社会・経済情勢の中、本町におきましては、町民皆様の安全安心な生活と、福祉及び教育環境の向上を図るべく予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは、最初に平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

決算額は、歳入総額51億7,005万8,188円、歳出総額49億5,525万1,827円となり、差引額は2億1,780万6,361円となりました。これから翌年度への繰越額4,184万7,000円を差し引いた実質収支額は1億7,595万9,361円と黒字決算になりました。景気は回復傾向にあるものの、依然厳しい地方財政の中にあって、一応の成果と結果をご報告できますことは、議会を初めとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入でございますが、自主財源の根幹をなす町税におきましては、個人住民税や軽自動車税においては増収となりました。固定資産税においても、土地の評価額の減額はあったものの、新築家屋や償却資産の増加により若干の増収となりましたが、法人町民税や町たばこ税については大きな減収となったことから、町税全体についても、820万6,000円の減額でありました。

地方交付税につきましては、基準財政収入額において、地方消費税交付金が増額となったことなど

により、3,572万4,000円の減額となっております。また、地方交付税の振りかえとして発行されます臨時財政対策債につきましても、3,224万7,000円の減額となりました。

財源内訳になりますが、自主財源比率が62.7%であり、前年度に比へまして1.1ポイント増加しております。財政健全化判断比率につきましては、全て早期健全化基準を下回っており、また経常収支比率については94.2%と前年度より4ポイントの増加となりましたが、今後とも健全財政の維持に努めてまいります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対します執行率は95.1%であります。平成28年度では、地方創生に向けた具体的施策を本格的に推進する年度となり、千代田町総合戦略の4つの基本目標に基づき各種事業を展開するとともに、平成27年度からの繰り越し事業でありました地方創生加速化交付金事業にも積極的に取り組んできたところであります。

その他、主な事業といたしましては、安全・安心の確保対策では、地域防災計画の改訂や空き家などの実態調査を行うとともに、主要通学路には防犯カメラの設置を引き続き行い、防犯対策の充実を図りました。

都市基盤の整備では、道路維持補修事業、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事、都市計画道路整備事業を引き続き実施し、交通の利便性の向上に努めました。

農政関係では、赤岩地区・下中森地区におきまして、小規模農村整備事業によります農道整備や水路整備を実施いたしました。また、農作業の効率化を図るため、赤岩・舞木地区においても簡易圃場整備事業を行い、農業振興対策にも取り組みました。

子育て・教育環境の充実では、西保育園園舎増築工事、西小学校校舎及び温水プールの外壁改修工事、町民体育館のアリーナ床改修工事などを行いました。その他、高齢社会対策や健康づくりの推進など、行政全般にわたる事業に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、総合計画に基づくまちづくりを実現するため、また地方創生に係ります千代田町総合戦略事業の実施、行財政改革を着実に推進し、将来の安定した財源確保と健全財政に引き続き努めてまいります。

次に、平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べ、加入者の平均年齢が高いため医療費負担が大きく、また平均所得は低いといった特徴があります。

本町の国民健康保険事業につきましては、医療費抑制を念頭に事業運営に当たっているところではありますが、少子高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費は依然増加傾向にあるため、安定的な財政運営や効率的な事業の取り組みに努めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額15億3,165万445円、歳出総額15億2,168万4,711円となり、

差引額及び実質収支額ともに同額の996万5,734円となりました。歳出は、予算現額に対しまして97.7%の執行率でありました。平成28年度では、特定健診未受診者の方への受診勧奨事業や保健指導事業などを充実させ、生活習慣病の予防を強化し、将来の医療費の抑制に努めました。

今後も、住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進してまいります。また、国民健康保険制度の運営に当たっては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることから、安定的な財政運営や効率的な事業の確保のため、今後も制度改正の動向を見ながら適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より運用が始まり、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村が連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引き渡しなど、高齢者の方の安定した医療が守られるよう被保険者と広域連合との橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額1億705万3,846円、歳出総額1億425万4,087円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の279万9,759円となりました。歳出は、予算現額に対しまして97.4%の執行率でありました。

今後とも、更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら医療費の適正化や健康意識の高揚に努めてまいります。

次に、平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての方が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額9億5,338万6,909円、歳出総額8億8,615万9,358円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の6,722万7,551円となっております。歳出は、予算現額に対しまして97.0%の執行率でありました。

今後も、介護給付費の適正化や介護予防事業などの取り組みを推進し、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として平成12年7月に供用を開始し、順次、管網の整備を推進し、事業認可区域の早期完了に向け供用区域の拡大を図っているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額2億6,206万5,646円、歳出総額2億3,680万1,842円となり、

差引額は2,526万3,804円となりました。これから翌年度への繰越額1,789万円を差し引いた実質収支額は737万3,804円となりました。歳出は、予算現額に対しまして85.0%の執行率でありました。平成28年度の事業では、管渠築造工事を開削工法で743.4メートルを実施いたしました。

今後も、下水道への接続の促進を図り、快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容につきまして総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成28年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成28年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る8月8日、9日及び10日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.798で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が94.2%、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が7.4%となっております。各指標についてはほぼ前年度と同様の値となっておりますが、経常収支比率については前年度より4.0ポイント上昇していることから、今後も注視していく必要があると考えられます。

歳入については、一般会計では自主財源の根幹となる町税が3年連続で減収となったものの、収入未済額が前年度より約800万円減少しており、各種未納対策への取り組みの努力がうかがえます。一方で、国民健康保険税の収入未済額は町税の収入未済額を超えております。全体的な収入未済額は減少傾向にありますが、依然として多額な状況にありますので、引き続き収入未済額の解消に向けた積極的な取り組みを望みます。

歳出については、予算執行率は上昇したものの、依然として不用額が多くなっておりますので、予算要求時に的確な見積もりを行うとともに、補正予算で不用額を適切に減額するなど、財政支出について厳しく精査していく必要があると思われまます。

また、一部の支出について、根拠や考え方が曖昧なものがありますので、根拠や考え方を明確にしていく必要があると思われまます。

今後とも、本町の行財政運営におきましては、第五次総合計画に掲げる施策を基本とし、第7次行財政改革大綱による行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほどの一般会計提案理由の説明の中で、ちょっと訂正がございます。

2ページ目の、私の読み違いでありまして、一般会計の決算額ですけれども、「51億7,005万」と読んでしまったのですけれども、これを訂正をかけていただきまして、「51億7,305万8,188円」と訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議いたしましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、平成28年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は、平成28年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議がないようですので、議長から指名をいたします。

委員長には7番、高橋議員、副委員長には6番、川田議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定をいたしました。

○次会日程の報告

○議長（襟川仁志君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから14日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、14日まで休会といたします。

なお、あす7日木曜日は総務文教常任委員会、8日金曜日は福祉産業常任委員会、11日月曜日は平成28年度決算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（襟川仁志君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前 9時53分）

平成29年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年9月15日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議案第25号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第26号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第27号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	高橋祐二君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	襟川仁志君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君

総務課長	椎名信也君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	小暮秀樹君
経済課長兼 農業委員 事務局長	荒井稔君
都市整備課長	石橋俊昭君
会計管理 兼会計課長	小寺晴美君
教育委員 事務局長	宗川正樹君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田村恵子
書記	安西菜月
書記	久保田新一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月6日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、高橋議員。

[決算審査特別委員長（高橋祐二君）登壇]

○決算審査特別委員長（高橋祐二君） 委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。平成29年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、平成29年9月6日。審査年月日、平成29年9月11日、12日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（襟川仁志君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成28年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成28年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第2、議案第25号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第25号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,870万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,024万2,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方特例交付金や地方交付税につきまして本年度の

交付額が確定しましたので、追加をするものであります。

衛生費県補助金には、新たに骨髄移植ドナー支援事業補助金を計上いたします。

また、寄附金の申込者の増加などが見込まれることから、指定寄附金及びふるさと応援寄附金を追加いたします。

特別会計繰入金では、介護保険特別会計の剰余金が確定したことから、一般会計へ繰り入れを行います。

繰越金では、前年度繰越金が確定いたしましたので、追加いたします。

貸付金元利収入では、舞木土地区画整理組合への貸付金に伴う返還金を追加するとともに、町債でも発行可能額が確定したことから追加いたします。

次に、歳出でございますが、総務費の財産管理費には、前年度剰余金の確定に伴い、財政調整基金を初め、新たに創設いたしました義務教育施設改築基金へも積み立てを行います。

戸籍住民登録費には、女性のための相談事業を新設することから負担金を追加いたします。

衛生費の予防費にも骨髄移植ドナー助成金を新たに計上いたしました。

農林水産業費では、新たに農用地区域を設定するため、農地利用図作成業務委託料を追加いたします。

教育費では、英語検定料の助成について予算の組み替えを行うとともに、町民プラザ西側芝生広場に複合遊具を設置するため施設改修工事費を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第25号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,187万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,024万2,000円とするものでございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。「第2表 地方債補正」がございまして、ここでは、臨時財政対策債及び緊急防災・減災事業債について限度額の変更を行うものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明をいたします。11ページ、12ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、交付額が確定いたしましたので、102万2,000円を追加いたします。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税につきましても交付額が確定いたしましたので、4,268万7,000円を追加いたします。なお、普通交付税の総額でございますが、4億6,268万

7,000円となっております。昨年度と比較をいたしますと、263万4,000円、0.6%の減でございますが、国の総額が減少する中で、本町ではほぼ昨年と同額の交付額となっております。なお、財政力指数につきましては0.795で、昨年度より0.003ほど落ちております。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の3節臨時福祉給付金等給付事業費補助金に120万円を追加いたします。これは、臨時福祉給付金の経済対策分といたしまして、国の補正予算の給付事業でございますが、1人当たり1万5,000円の給付金を支給いたしますが、80件分を見込んでおります。

13、14ページをお願いいたします。下から2段目になります。14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金の6節骨髄移植ドナー支援事業補助金では、7万円を追加いたします。これは、骨髄を提供するドナーの方については、骨髄提供のための時間的拘束が経済的負担に結びつき、骨髄の提供やドナー登録を断る原因となっていることから、骨髄提供者の休業補償を行うことで、ドナー数の増加、骨髄移植の推進を図るもので、1件分を見込み、新たに計上いたしました。

16款1項寄附金、2目指定寄附金には、町内の事業所より防犯灯設置に充てるため指定寄附金がございましたので、100万円を追加いたします。

15、16ページをお願いいたします。3目ふるさと応援寄附金につきましても、新たなポータルサイトの導入により寄附金の増額が見込まれることから、100万円を追加いたします。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金では、決算により剰余金額が確定したことから、1,812万3,000円を追加いたします。

18款1項1目繰越金でも、一般会計の前年度の剰余金額の確定によりまして、4,595万9,000円を追加するものでございます。

19款諸収入、3項1目貸付金元利収入でございますが、舞木土地区画整理組合への貸付金のうち、2区画分の売却分について1,230万円の返却がございましたが、当初予算において1,000円の計上がございましたので、1,229万9,000円を追加するものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。20款1項町債、1目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての起債でございますが、発行可能額が確定いたしましたので、2,436万2,000円を追加いたします。

その下、6目消防債でございますが、西小学校北側のフジマート跡地を防災拠点施設用地といたしまして購入し、整備いたしますが、起債対象額が増えましたので、1,360万円を追加いたします。

19ページ、20ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の増減が補正となっております。これは4月の人事異動に伴うものでございますので、よろしく願いをいたします。

なお、これからの説明に当たりましては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

下段になりますが、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の基金積立金では、それぞれ基金条例に基づきまして積み立てを行うものでございますが、財政調整基金積立金につきましては、前年度剰余金の2分の1を超える額を積み立てすることとなっておりますので、1億円を追加させていただきます。

次の21ページ、22ページをお願いいたします。公共施設建設基金積立金には1,230万円を追加いたします。これは、先ほど歳入の項目でもご説明を申し上げましたが、舞木土地区画整理組合への貸付金のうち、2区画分の売却分につきまして返還がございましたので、貸し付けの際の財源として取り崩しましたこの基金へ積み戻しを行うものでございます。また、新たに条例を制定させていただきました義務教育施設改築基金積立金にも5,000万円を追加させていただきます。

5目企画費の情報システム事業のシステム改修委託料に43万2,000円を追加いたします。これは、現在町から口座振り込みによる支払いを行った際に、支払い先へ支払い通知書を郵送しておりますが、支払いを行った担当課を相手の預金通帳へ印字することで、この通知を廃止しようとするもので、担当課名を印字するためのシステム改修を行うものでございます。

7目防犯対策費の防犯灯設置工事費に100万円を追加いたします。こちらも、先ほど歳入の項目でご説明申し上げましたが、町内の事業所より防犯灯設置に充てるため指定寄附金がございましたので、防犯灯の設置工事費を追加するものでございます。

下段、11目まち・ひと・しごと創生事業費のふるさと応援寄附金制度拡充事業に19万7,000円を追加いたします。これは、ふるさと納税ポータルサイトの拡充を図るため、ふるさと応援寄附金業務の代行費用など手数料を追加するものでございます。

23、24ページをお願いいたします。2項徴税费、2目賦課徴収費には、移動修正業務委託料22万円を追加いたします。これは、舞木土地区画整理事業の換地処分により地番の変更があったことから、固定資産税のデータ修正を行うものでございます。

次に、3項1目戸籍住民登録費でございますが、10月より西邑楽3町で実施する予定の女性弁護士による女性を対象とした相談事業を行うため、女性のための法律相談負担金9万9,000円を新たに追加をいたします。

25、26ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費には、先ほど歳入の項目でもご説明申し上げましたが、臨時福祉給付金の給付事業といたしまして、1人当たり1万5,000円の給付金を80件分120万円を追加いたします。

また、その下、高齢者等歩行補助用電動車等購入費補助金や、3目高齢者福祉費の家族介護慰労金につきましては、支給対象者の増加が見込まれることから、それぞれ記載の金額を追加いたします。

介護保険特別会計繰出金につきましても、人件費や事務費、事業費の見直しによりまして、256万7,000円を追加させていただきます。

27、28ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費には、東小学童クラブ建

設に伴いまして新たに水道を引くため、加入金を追加させていただきます。

3項1目国民年金事務取扱費のシステム改修委託料でございますが、各種届出書の電子媒体化、様式統一化に係りますシステムの改修を行うため、32万4,000円を追加いたします。

29ページ、30ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、骨髄提供のドナー登録者の増加を図るため、県の補助金を活用いたしまして、新たに骨髄移植ドナー助成金1件分14万円を追加いたします。

2項清掃費、1目塵芥処理費には、ごみステーションの改修について地区より要望があることから、ごみ収集所整備補助金を60万円追加いたします。

31ページ、32ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農地利用図作成業務委託料に15万円を追加いたします。これは、農業の振興を図るため、新たに農用地区域を設定することに伴い、農地利用図を作成するものでございます。

33ページ、34ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費につきましては、橋梁維持補修工事費に不用額が見込まれることから、まだ実施していない箇所について前倒しをしまして橋梁の点検を行うため、業務委託料へ予算の組み替えを行うものでございます。

ページが飛びまして、39ページ、40ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の英語検定の検定助成につきましては、次のページにわたり記載がございますが、本年4月から中学校生徒が受検する英語検定の検定料を助成しておりますが、当初予算では手数料にて計上しておりましたが、助成金に予算の組み替えを行うため、英語検定手数料を20万1,000円減額いたしまして、英語検定助成金に70万1,000円を追加いたします。これは、申請者の方が当初より多く見込まれることから、実質50万円を増額させていただくものでございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目町民プラザ費では、町民プラザ施設管理事業の施設改修工事費に520万円を追加いたします。これは、町民プラザ西側芝生広場に複合遊具を設置するものでございまして、子供たちにも親しみのある有効な施設利用を図るものでございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。6項保健体育費、4目給食センター費の共同調理場施設管理事業に、修繕費を58万2,000円追加いたしますが、排水処理槽の曝気ブロワーについて、2台あるうちの1台が故障していることから、交換による修繕を行うものでございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。12款1項公債費、1目元金でございますが、平成28年度の借り入れのうち不用額が出たことや、変動率での借り入れのうち利率の見直しがあったことなどによりまして、借入先ごとに増減がございましたので、補正をさせていただくものでございます。2目利子につきましても、平成28年度の借入額が確定したことなどから、借入先ごとに補正をさせていただきます。

最後に、14款1項1目予備費でございますが、931万6,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図

るものでございます。

なお、49ページから51ページにわたりまして給与費明細書、また52、53ページには、今回の補正によりまして増減を行いました地方債の年度末現在高の見込み額につきまして添付してございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第3、議案第26号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 提案理由の説明を申し上げる前に、先ほどの部分で、議案の第25号の部分で私が読み違えた部分がちょっとあったかもわからないので、再確認という意味で、これの歳入歳出予算の総額に「1億6,187万1,000円」を追加ということで、再度確認をしていただければと思います。先ほどの25号の案件です。

続きまして、議案第26号の説明を申し上げます。平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から163万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,027万1,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税の本算定による見直し等により減額いたします。国庫支出金や後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等では、本年度の見込み額などの決定により追加します。

歳出になりますが、保険給付費を給付実績により追加するほか、後期高齢者支援金では額の確定により減額をいたします。

詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりましてご説明したいと思いますので、補正予算書7、8ページをお開きいただきたいと思っております。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税では、現年の課税分につきまして、本算定によりまして4月1日現在に遡及をして賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額をするものでございます。また、滞納繰越分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定しましたので、それぞれ減額をするものでございます。

9、10ページをお開きください。3款1項1目の療養給付費等負担金では、前年度の精算に伴う追加交付が確定いたしましたので、468万6,000円を追加するものでございます。

次に、5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の被保険者等に関する医療費につきまして、国民健康保険と社会保険等との医療保険者間の財政調整として交付されるものでございますが、概算交付見込みによりまして、1,634万6,000円を増額するものでございます。

次に、9款1項1目の一般会計繰入金ですが、職員給与費繰入金及び事務費におきまして、歳出の1款1項と連動するもので、職員人件費の補正に伴いまして増減するものでございます。

次に、10款1項1目の療養給付費交付金繰越金におきましては、国庫支出金等の精算返還金464万9,000円を追加し、また1枚おめくりいただきまして、2目のその他繰越金につきましては、前年度事業の確定に伴いまして、1,468万5,000円を減額するものでございます。

それでは、13、14ページをお開き願いたいと思っております。続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費では、職員人件費を増額し、臨時職員賃金を減額するものでございます。

また、2款1項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付実績によりまして追加するものでございます。

次に、3款1項の後期高齢者支援金及びおめくりいただきまして、15、16ページをご覧くださいま

して、4款1項前期高齢者納付金では、今年度の納付額が決定されたことを受けまして、それぞれ減額するものでございます。

次に、11款の諸支出金でございますが、1項4目におきまして、退職者医療交付金精算返納金465万円を追加するものでございます。

以上で、私からの詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第4、議案第27号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第27号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,051万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,563万9,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、財政調整交付金の交付決定に基づく減額や、諸支出

金では、返還金及び一般会計繰出金を追加いたします。

歳出になりますが、総務費では、システム改修費や基金積立金、諸支出金を追加します。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから詳細説明を申し上げます。

お手元の補正予算書、事項別明細書を通じまして説明したいと思いますので、7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、財政調整交付金の減額に伴う財源補填分、その他各事業費の補正に伴う財源分としまして、835万9,000円を追加するものでございます。

次に、3款の国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましては、給付費の見直しにより7万円を追加するものでございます。

また、2項1目の財政調整交付金につきましては、介護給付費財政調整交付金の交付決定額に基づきまして、827万6,000円を減額するものでございます。

次に、2目及び3目の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業の見直しによりまして、総合事業分では1万1,000円、総合事業以外では24万4,000円を追加するものでございます。

次に、4目の介護保険事業費補助金につきましては、制度改正対応のためのシステム改修事業に係る補助金33万円を追加するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。4款1項の支払基金交付金につきましては、各事業費の見直しによりまして、1目の介護給付費交付金では9万8,000円、また2目の地域支援事業支援交付金では1万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、5款の県支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましては、給付費の見直しにより4万3,000円を追加するものでございます。

また、3項1目及び2目の地域支援事業費交付金につきましては、事業費の見直しにより総合事業分では5,000円、総合事業以外分では12万1,000円を追加するものでございます。

次に、7款1項の一般会計繰入金でございますが、1目の介護給付費繰入金につきましては、給付費の見直しにより4万3,000円を追加するものでございます。

次に、11、12ページをお開きいただきまして、2目め、3目めの地域支援事業繰入金につきましては、事業費の見直しにより、総合事業分では6,000円、総合事業以外分では12万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

また、5目のその他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び事務費の見直しにより、職員給与等繰入金では151万2,000円、事務費繰入金では88万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

8 款の繰越金につきましては、前年度決算の剰余金額の確定によりまして、6,692万6,000円を追加するものでございます。

続きまして、13ページ、14ページをお開き願います。歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、職員人件費139万9,000円を追加するほか、介護保険事業運営費では、制度改正対応のためのシステム改修に係ります電算業務委託料111万3,000円を追加するものでございます。

また、2 目の連合会負担金につきましては、第三者行為損害賠償求償事務処理事業負担金10万円を追加するものでございます。

2 款保険給付費につきましては、20ページまで続く内容でございますけれども、各項目につきましては介護給付費財政調整交付金の減額補正がございましたので、財源の補正を行うものでございます。

15、16ページをお開き願います。下側になりますけれども、2 項 3 目の地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、サービス利用者が新たに増加しましたことから35万円を追加させていただくものでございます。

19、20ページにお進みいただきます。一番下になりますけれども、4 款地域支援事業、1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、高額介護予防サービス費相当事業費4万4,000円を追加するものでございます。

次に、21、22ページのほうにお進みいただきます。4 款 3 項 1 目の一般管理費につきましては、職員人件費11万3,000円を追加するものでございます。

また、3 目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、電算システムの使用料43万5,000円を追加するものでございます。

7 目の認知症総合支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員の研修費、研修参加に係ります負担金8万円を追加するほか、旅費につきましても1万6,000円を予算の組み替えを行い、追加するものでございます。

次に、5 款 1 項 1 目の基金積立金につきましては、介護保険収入の余剰分を介護給付費準備基金に積み立てるため、基金積立金3,500万円を追加するものでございます。

次に、23、24ページをお開き願います。7 款 1 項 2 目の償還金につきましては、前年度分の国庫支出金等にかかわる精算返還金1,375万3,000円を追加するものでございます。

次に、3 項 1 目の他会計繰出金につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の余剰分を繰り戻すため、一般会計繰出金1,812万3,000円を追加するものでございます。

以上で、私からの詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 平成29年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議員派遣の件

○議長（襟川仁志君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、3件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、3件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（襟川仁志君） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（襟川仁志君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 平成29年度第3回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、今月5日の開会以来、本日まで11日間にわたり、平成28年度の決算認定を初め、ご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

今定例会の一般質問では、5名の方々から行政運営や教育行政等々多岐にわたり忌憚のないご意見やご提言をいただき、誠にありがとうございました。また、補正予算につきましても、議員各位の理解を得まして、迅速なる対応が求められている事業などへの予算を確保することができました。

初日の一般質問の中では、市町村の枠組みを超え、広域的なまちづくりも必要であることを答弁させていただきました。今回、この取り組みの一つといたしまして、大泉町、邑楽町との女性専用の相談窓口事業を10月よりスタートさせます。来週には、西邑楽3町による協定の締結式を行い、先進的な取り組みであることを広く周知できればと考えております。このほか事業につきましても、迅速な対応に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月29日午前5時58分、本日も6時58分、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受けまして、本町では訓練以外で初めてJアラートを使用し、町民への情報伝達を行いました。今定例会の緊急質問においても、避難方法や避難箇所等の質問がありましたが、当面は続くと思われるこの状況の中で、危機管理はもちろんのこと、今後の対応につきましても国や県と連携をとりながら、町民の生命、財産を守る使命を果たしてまいり所存であります。

早いもので、私が町長に就任してから1年6カ月がたとうとしております。町民の幸せのために何をすべきか、何ができるかを常に考え、変革を求め行動してまいりました。来週、本稼働を迎える基幹系システムのクラウド化を初め、官民連携による事業実施など大小さまざまなありますが、数によると60項目近くの改革を行ってまいりました。

その一つとして、今年4月に新たな財源プロジェクトを立ち上げ、新規に収入を得るための方策を検討してまいりました。限られた財源の中で、社会保障費や経常経費は毎年増える一方であります。本町の財政力指数は、県内町村では3番に位置しているものの、新たな財源確保のため、すぐに着手できるようなものについてはスピード感を持ち実施するよう指示をしたところであります。もちろん、中には議員各位が一般質問で訴えられてこられた事業も組み入れてあります。これらの取り組みも、職員と議員諸兄の英知のたまものと感謝申し上げます。

また、ふるさと納税においても、多くの職員から新たな提案が出されておりますので、返礼品の拡充など制度運営に反映してまいります。8月の広報でお知らせしたように、全職員で今まで以上に意識改革に取り組み、町民目線の行政運営に取り組んでまいりますので、今後ご指導、ご助言のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、現在本町では人口減少対策を初め、さまざまな課題に直面しております。行政に携わる私を初め、議員各位、職員の一人一人がみずから成長しながら意識改革をし、千代田町の未来を切り開いていこうではありませんか。行政と議会が未来志向の議論を重ね、他に誇れる千代田町へと導いていこうではありませんか。

今後も議員各位のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げ、挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（襟川仁志君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日から本日までの11日間にわたり、平成29年第3回千代田町議会定例会が開催されたわけですが、28年度決算審査を初め、上程された諸議案に対し終始ご熱心にご審議賜り、滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

本会議では、5名の議員により一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では2日間にわたり、各会計について審議されたわけですが、町長を初めとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。

決算審査については、詳細な資料を町当局からいただいております。その中には、以前議員側からの要望による資料もありますので、議員の皆様には事前によく確認をしていただき、スムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

28年度では、ふるさと創生加速化交付金による事業が行われたわけですが、多くの皆様に千代田町に来ていただけたとともに、千代田町の魅力を知っていただけたのではないかなと思います。今年度も続く事業がありますので、更にたくさんの方に来ていただき、町の活性化につなげていただきますようお願いいたします。議会といたしましても、おもてなしの心を忘れずに、町の事業に協力してまいりたいと思います。

今朝ほど町長が申されたとおり、7時に全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急警報が鳴ったわけであります。何事もなく、被害もなかったわけですが、今後も北朝鮮のミサイル発射が続くと予想されます。初日に緊急質問がございました。今後も町民の安全確保に努めていただくことが重要と考えております。

結びになりますが、朝晩涼しくなり、季節は日一日と秋が深まってまいりますが、皆様には健康に十分に留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、平成29年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前 9時54分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成29年 月 日

千代田町議会議長 襟 川 仁 志

①署名議員 小 林 正 明

②署名議員 柿 沼 英 己